

# 第八編

## 産業・経済



# 第一章 農業

## 第一節 屯田兵時代の農業

### 1 屯田兵用地の開拓

滝川屯田兵用地の選定期期と、区画設計者は明らかでないが、川俣道路の開きくは明治十九年で、また屯田兵屋の建築が明治二十一年であることから、二十一年に実施されたものと思われる。

用地の区画は、縦一六〇間、横三一間二分五厘の五、〇〇〇坪を単位とし、国道沿いは間口四〇間、奥行一二五間の五、〇〇〇坪を単位とした疏居制を採用したものを、一戸の給与地と定め、米国式の植民様式で開拓使顧問ケプロンの意見を採用してある。

一区画内に一戸を各自個別的に移住させ、家の近くより徐々に開墾し、しだいに遠方へと進め、隣人とその開墾を競わせ、宅地開墾をした者から追給地を与えるという方法が採られ、屯田兵一戸に給与された土地は、宅地と第一・第二給与地を合わせて一万五、〇〇〇坪（五町歩）が標準であった。

滝川の土地は、市街予定の空知太というものの以外は、ほとんど屯

田の給与地、追給地、官有地、共有地であったわけである。

明治二十二年十二月、十津川移住団体六三二戸のうち九二戸は滝川屯田兵に応募し、翌二十三年春から開墾にとりかかったのが、滝川農業の始まりといえよう。

耕作物の主なものは、馬鈴薯・麦類・粟・豆類・蔬菜類などで、当初種子は官給されたもので、現在のように自分で品種を選択することはできなかったのである。

しかし、その後屯田兵の目的が、兵農従事であることから、農業経営の万全を期するためにも、産業奨励指導計画が樹てられた。

それは、移住後三カ年で扶助米の支給が打ち切られ、その後は各自独立自営していかねばならないことを、考慮してたてられた計画であった。

したがって、明治二十六年七月扶助米支給停止後は、正月お盆以外に米食をとれる農家は珍しかった。

### 2 産業の概要

当時の産業状況は、第四編第五章第五節開拓営農に二十四年について記載されてあるが住民協力一致して、創業の苦難と闘い風雪に耐えながら産業の発達に努力、時に畑耕作の副業として養蚕の奨励・大麻の耕作・粗製の麻布を造った。

なお国道以東の地は、地味悪く生産経済の均衡がとれず、収支が合わなかったため、この土地に対しては苹果栽培が指導され、北海

道での余市・仁木と共に、その名声を謳われる所となった。

しかし、この苹果栽培も一時腐爛病に悩まされ、本道各地でも、その対策に困り、栽培をとり止めた所が多く、滝川兵村のものも、この腐爛病のため潰滅の悲運に遭遇、江部乙においては、あらゆる苦難をなめつつもその対策を講じ、困難を切り抜けて今日に至っている。

## 第二節 開拓

### 1 東滝川の開拓

東滝川はもと下幌倉といわれ、赤平市との境界近くを流れるポロクラ川から来た呼称である。

明治二十三年屯田兵が置かれた時は、追給地あるいは公有地であつて、高台から南の低地一帯は、湿地で芦の繁茂に任せていた。

**下幌倉の入地** 明治三十四年四月一日、屯田兵第二大隊解散となり、公有地が解散、明治三十六年、内野むめ、中川外次郎、中川与助、橋本仁助、橋本与太郎、中川市三郎の六戸がこの地に移住、いわゆる「六戸部落」とよばれたのが、下幌倉開拓の最初である。

**小林農場の開拓** 小林和三郎は、明治三十九年、四十年にかけて下幌倉・共和にわたり土地二百六十余町歩を買い、いわゆる小林農場を作り、始め山岸文弥を農場管理人として開墾に当たらせていたが、明治四十二年郷里長野県から一族の小林儀三郎を呼び、農業

管理人とした。

それ以来、儀三郎は東奔西走小作人を募集入植させ、開墾に専念、大正十一年、空知土工組合灌漑溝工事の完成により、滝川が美田化しつつあるころには、各地からの小作人の入地も多くなり、農場は急激に開発されたが、昭和二十二年農地改革の実施により、不在地主ということで買収解放され、小林農場は終止符を打つことになったのである。

**種羊場** 大正二年、農商務省は北海道畑作農業近代化のため、オーストラリアの綿羊を輸入し、種羊場の開設をした。

これには、滝川東北部から江部乙・赤平にまたがる計画が立てられていたが、実際に種羊場として使用する場所は、一割かせいぜい二割で、ほとんどが薪炭用地や、労力提供を義務付けた貸付小作地で、最初は畜産試験場東北部の近くに入植、その後一〇年ぐらいで開拓が進み、牧場拡大のため、小作人を奥地の原始林の中へ再入植させた。

### 2 熊の沢開拓

**熊の沢開拓の概況** 熊の沢は、大正四年ごろから順次立木を伐り、小作人を募集し入植させた。

住居は最初、編物小屋といつて丸太を両方から組み合わせ、熊笹で屋根を葺いて入口に筵を吊るした。床は笹を一尺ぐらいに敷き、回りに丸太を置いて燕麦稈の古俵を拵げ、二、三枚重ねてその上に

筵を敷き切棟の方にガラス一、二枚をツツキ窓に入れた。

次は、掘立小屋で普通は床だけを板にし、壁は麦稈や笹、葦を使った。板壁のものは冬になると、新聞紙等を張ることが多かった。

この地は丸加山の下で沢地が半分、その沢地は石礫ばかりで、鍬もいたみ、熊笹が丈余に達し、風倒木が多くその始末には苦勞したが、木炭に焼いて開拓の食を求め、江部乙の市街まで馬車、馬櫓で運んだが、品質が悪く四〇〜五〇錢ぐらいにしか売れなかった。

このような生活の中で、一週に一日又は二日出役を義務づけられ春の播つけから除草、収穫時まで、朝七時から夕方六時まで一日四〇錢の勞役であり、強制的に朝一〇分遅刻で二割引され、二里の山道を徒歩通いは大変なものであった。

当時、薪の普通一式は二尺薪で高さ五尺、幅六尺であったが、役所薪は特大で六尺に六尺、長さは二尺二寸で、しかも割れない所やこぶ等があると歩引になったり、再度整理し直し、監督は絶対的権力で気に入らないと停止させ、賃金も市価より安かった。

熊の沢の地味は比較的良いが酸性土壌で生産上がらず、小作人たちは馬鈴薯、玉蜀黍、南瓜、いなぎび、裸麦などを作って食べた。

また、大正の末ごろから除虫菊の作付けがなされ、真夏にはその美しい白い花が貯水池にうつり、人々の心にやすらぎを与えた。

上流地で共同で澱粉工場の設立もあり、澱粉製造を始めたが、新開地は馬鈴薯に適さず、生産もあがらず歩どまり悪く、第一次大戦後の澱粉暴落で失敗し、大正十三年には閉鎖している。

その他、澱粉源としては金時いも、食用には雪白芋が作られ、冬

は、「挽臼」で玉蜀黍を挽き割り、くず米と糯米を混ぜ、トウキビ糲を作り、塩飴を入れ、夏は蕎麦粉団子を塩飴で煮て食べた。

大正九年稲作の可能性を知り、その後、自家用米の耕作、自家用田の水利用問題から、貯水池の設置をすることとなり、幾多の困難を経て、昭和四年五月設立許可のはこびとなった。

五月二十一日着工、同年十一月下旬竣工、この間七十余人の土工夫（タコ）が汗を流し、総工事延べ一万五千人に達し、この事業に借入金三万二、五〇〇円を要した。

貯水池竣工により、造田のため流下の農家は汗を流したが、昭和初期の冷害、凶作、豊作貧乏、大飢饉と相つぎ、昭和八年には春から雨多く、七月から八月にかけて五回の洪水、入植により山が拓け焼畑となったこの地は、降水そのままが水害となり、蛇行した川はほとんど急流となり、濁流となり、青い稲は流れ土砂は下流の田に入って、貯水池に溜り一面礫田となってしまった。

この大水害で田に入った莫大な量の砂礫や貯水池の砂利は、救済事業とし、人馬三〇人を動員、一カ月宛三カ年運び、さらに共同事業とし毎年一週間以上運搬し、一二丁目道路奥に粘土であったが通路ができたのである。

昭和十年ごろの泥負虫、十四、五年ごろには泥苞虫、水害と共に日照りが続くと水不足、旱害があり、特に貯水池上流は苦勞したが、昭和二十九年、現補助池が十二月竣工、その心配がなくなつた。

開拓農民の筆舌に尽くし得ない苦闘、そして、土陰に寝った土工

夫たちの力もまた、大きな礎となったのである。

△中村一馬談より▽

### 3 江部乙地区の集団入植

**滝川と音江** 明治二十三年一月十五日、北海道庁令第一号により「北ハオキリカ川ヲ界トシ」となり、明治二十五年一月十二日には「北ハナイタユペ川」となり、現在の深川市音江町地区までが、滝川村の管轄になっていた。

音江法華駅通所は明治二十三年八月十五日に開設され、翌二十四年には大阪から藤本専作（当時滝川屯田隊付少尉、後に大尉に昇進して江部乙屯田中隊長となった）や、広島から大原武雄が沖里河（現向陽）未開地をそれぞれ一〇万坪の貸付けを受け、小野寺丈造（△音江村史▽では重蔵、△深川市史▽では重造となっている）を小作人として入地、耕作地一町歩を開墾したが、これは音江地区専業農家の始まりである。

明治二十六年、滝川村高橋豊吉は沖里河に貸与を受け、翌二十七年四月滝川在住奈良良人杉本勇治は内大部（現内園）に小作人を入地、またこの年オキリカ川以西国道両側未開地一五〇万坪が、江部乙屯田用地となった。

明治二十八年、杉本勇作は須麻馬内に貸下地六〇万坪を受け、小作人を入れ、翌二十九年滝川の住人、村長亀五郎は沖里河に一五万坪（丸カ農場を開き白井長次郎外九戸を収容した）の貸付を受けた。

村長は種物を商いとし苗木も取扱い、各小作人を収容と同時に、

林檎苗三〇本ずつ配布して植栽させたのが、この地域果樹の始めてあった。

その後、音江法華、沖里河、須麻馬内などに道内、本州からの移民が相い次いで入植、このころ東武（後に代議士）は勤勉な北国人と評判の石川県人と団体入植の交渉をはじめ、明治三十年五月、加賀団体を迎え、須麻馬内（現江部乙町東一九丁目）に入植させた。

明治三十二年五月二十七日、江部乙川以東を滝川村より分離、音江村が誕生した。

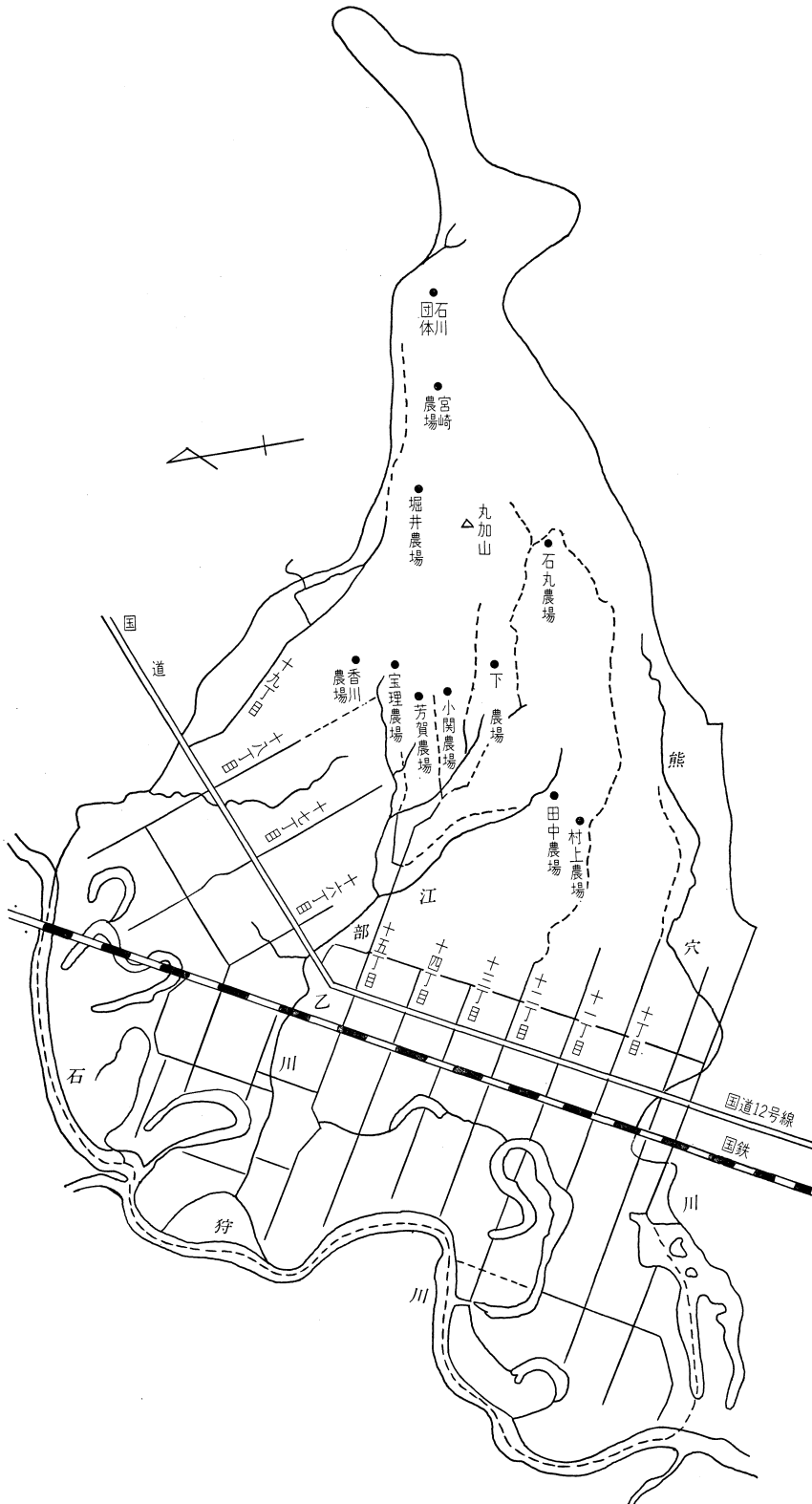
大正三年九月一日、江部乙、音江村両村の境界が変更（同年八月十六日道庁告示第五〇九号）され、音江村に属していた須麻馬内川以西の地を江部乙村に割譲したのである。

**石川団体** 音江村の農場・小作人には農場主が郷里から連れてきたものや、一般から募集した小作人があり、一般から募集された小作人にとって、その小作契約は当面の生計手段か、自作農になるための一過程にしか過ぎず、そのため土地に対する愛着が薄く、収穫期が終わると有利な自作地を求めて移住するものも多く、中には農場主から給与や歇下期間が過ぎると、農場を逃亡するものも少なくなかったという。

須麻馬内（東一九丁）の奥地は、土地も肥沃であるということから、石川県人団体が入植した（△深川市史▽では四八戸が加賀団体としてとあるが、全部が入植したとは考えられない。）。

石川団体の入植は一二戸ぐらいで、檜やたもの密生する地域の開拓に当たった。

＜江戸乙地図集団入植分布図＞



しかし、奥地の不便も伴い多くは四、五年で放置、いつとはなしに散逸し、大正十一、二年ごろには当初入植したものはいなくなつた。

したがって第二次的な募集があり、明治四十四年ごろから鳥取県人や四国出身者の逐次入植により開発を継続された。

石川団体に入つてさらに奥地へ進むと、燃える石「石炭」がとれたという。

石川団体の西側に接して、四国出身者の多い宮崎農場があり、その戸数は一〇戸、その他に藤岡という店ほか一店があり、宮崎農場では、稲・りんごも植えていた。

宮崎農場を過ぎて、石川分教場（教師一・教室二、一年～四年で多い時は三六名在学）があり、五年生から江部乙第二小学校に通うものもいた。

この分教場の落成は、大正七年十一月十日であったが、児童数減少のため昭和二年三月三十一日で閉じ、廃校となった。

分教場をさらに現国道十二号線の方にさがると、堀井農場があり、その戸数は一二、三戸で、ここも四国出身の者が多かった。

十九丁目村有地には墓地があり、団体や農場での作物は小豆、亜麻で麦、玉蜀黍、南瓜は多く食糧として用いた。

大正三年九月以降音江村より分割した須麻馬内川と江部乙川の地域は通称「新地域」と言い、空知土功灌漑溝の完成によって、多く稲作、畑作を考え大正十三年ごろになると、団体・農場からも他に移るものが多くなった。

屯田開拓を根幹として今日の滝川市の発展をみるに至ったが、少なくとも北海道開拓の歴史において原住民族、罪のつぐないとは言え囚人の労役、死線を常に横行するような苛酷の労働をもって「たこ」扱いにされた土工労働者等、その限らない苦闘と忍苦の連続の累積があったことを忘れてはならない。

また、ほとんどすべてを自らの手で体を使い、喬木、熊笹の密生、冬ともなれば丈余の積雪、厳寒とたたかい、雨露をようやく凌ぐ蓬屋で開墾、ひたすら明日への燭光を求め働き抜いた農民、入植者の偉大な力、あわせて、万事にわたり、支えとなり、うるおいとなり苦労を分かちあった女性の偉大な力のあったことも讃えねばなら

らない。

特に滝川市においては市街地の利便とは比較するに及びもつかない地域に開拓の鋤をおろした、団体・農場のあったこと、屯田兵の開拓以上の困難と闘い抜いた農業開拓者のいたことも、今日の礎石となったことを見落としてはならないのである。

㊦下 農場 農場主 下 仁吉

明治三十七年、当時父市太郎の弟が、岩見沢広瀬利左エ門造材に勤務中本州に帰り、広瀬（叔母の嫁ぎ先）が江部乙に所有する土地を売るとの話をした。

祖父一喜は、父市太郎に現地の状況を調べさせ、これを買うことにした。

この土地は江部乙屯田兵共有地を広瀬が入手したもので、下が譲り受けた面積は約三百町歩の原始林で、後に坂野他五名に分譲した。

一家が移住したのは明治三十八年、日露戦争に日本が勝ったことを聞いてからのことである。

入植地は畑に開墾するか、植樹して成耕検査に合格すると個人名義の所有権を与えられたもので、開拓しては所有権面積を多くしていき、農場には一五戸位の小作を入地させ開墾を進めた。

入植者は、川端、中村、坂野、表、新関、柳沼、平岡、山下、藤堂、新谷、西條、広瀬、東、古川、中野等である。

土質は奥地が地味良く、主として畑に開拓した。大正末期には更に七戸入植者があって二二戸となったが、空知土功組合ができてか

ら水田地帯へ転出したものも出て、その数は減っていった。この地帯は、現在の江部乙土地改良区第三溜池下の沢地から南方で、東一五丁目会館付近まで達していた。

開墾に当たっては、原始林を切り倒し、良い木は鉄道枕木とし、その他は薪や木炭にしたが、最初は倒しては焼却した。直径九尺位の大木もあり、今にして思えばもったいないことである。

作付は、最初は伐木あとに菜種をまき、次に秋蒔小麦、翌夏小麦あとにそばや秋収穫の作物をつくり、その他えんどう、燕麦、とうきび等を植え、収穫物は街から雑穀屋が買いに来た。

沢地には小川の利用による水田で自家用米の作付をし、畑に不向な所には落葉松の苗を植樹した。

苗は雪印が取扱い本州から取り寄せられていたが、高価であったので、後に種を求め育苗して植樹したが、その数約五十万本である。

開墾中は伐木や笹を焼く火が原因で、何度となく山火事となり、植林地帯が焼けたり、所有権を得る前に植えた落葉松も燃えてしまった所もあったが、残った植林を昭和二十六年ごろ伐採したところ、結構な材になっていた。

大正六、七年ごろ、第一次世界大戦で豆類の値段が良く、高収入で喜んだことがあったり、昭和初期に馬鈴薯を耕作し、澱粉製造施設を建て一時良かったこともあったが、値下がりりで中止した。

自作農創設資金制度ができ、逐次小作人は自作農になり、終戦後農地解放でほとんどが自作農になり、自家耕作地以外は落葉松林のみとなり、これも戦後数年で伐採した。

昭和二十一年ごろ、戦後食糧増産と相まって進められた戦後開拓に二三町歩が買収されたので植林地も僅かになり、自家用耕作を主体の農業となり、さらに生産調整の余波を受けて、入植後水田とした面積も畑に、以前のリンゴ園は牧草畑に転作されている。

#### その他農場

①小関農場 入植者は、織田・佐藤・江尻など九戸であったが

詳細は不明。芳賀農場は小関農場の西方にあり、入植者は一戸、吉村・小林・長野・岩佐が三戸・岸・川地・長谷川等である。

坂野農場 下農場より土地を買い受け、奉公人などを使用、

単独経営をしていたものである。

△以上 下 初次郎談より▽

田中農場 江部乙川沿いの両側で、東一五丁目通りより東南方面にあり、東は下農場に接している。

札幌市の田中清輔が政府からの払い下げを受け所有者となり、管理人として吉田留平が同地に入植したものである。

田中は明治三十五年ごろ、耕作小作人を募り、これに応じて初めは七、八戸後に四、五戸計一二、三戸が入植したが、うち半数近くは江部乙のもので、通い作の入植であった。

吉田奥松は美唄屯田兵とし峰延に入植したが、所有者が姉の夫であることから入植することになり、明治三十年ごろこの農場に移住した。

農場面積約七十五町歩、全域が原始林で、開墾期から大正九年江部乙土功組合設立までは、他の農場と同様であったが、大正初期農場内を流れる江部乙川の水を利用し、自家米を作るものがあつた。

土功組合の設立後は、水利可能な所はほとんど水田となり、他は林檎、普通畑作として営農されていた。

農場の所有者田中は、他の事業資金として農場を担保に拓銀から資金を借りたが、返済できず土地は拓銀の所有となり、小作人は引き続き拓銀の小作人となり、この状態は戦後まで続き、農地解放により耕作者の所有地となり、現在は四戸くらいである。

石丸農場 農場主は石丸由五郎で、現在の旭沢から丸加山の方にあって、管理人は末富である。

その他工藤安雄、藤堂が二軒、武田が二軒、岩城、小野寺などがあった。

丸加山には三〇戸位入植していたことがあるが、今残っているのは、藤堂、武田、藤原などで、一時はたくさんいたこの農場地帯の人も、今地元に残っているのは四、五戸くらいである。

△吉田昇一談△（父吉田奥松）

なお、大正四年江部乙村役場作製の集団入植分布図を見ると、第二十三部（東一九丁と東一八丁の間）に香川農場、宝理農場の名があり、第十九部（東二丁目）に村上農場とあるのは、後で堀農場と言った所でないかとの程度で、資料不足のため明らかではない。

#### 4 戦後開拓

幌倉開拓 昭和十九年末、戦時中の食糧増産をはかるため町が種羊場採草地を借り受け、町民の希望者に開墾耕作させたが、終

戦後は外地引揚者、復員軍人、戦災者、疎開者の就業と食糧確保のため緊急開拓事業としてこの地に入植させることになった。

入植戸数四〇戸、開墾面積一三〇町歩の計画で、昭和二十一年に九戸が戦時中軍隊が駐留した三角兵舎の払い下げで家屋を作り、四〇町歩を開墾し、翌二十二年には二九戸の入植許可があって二二戸の入植となり、七戸は通い作をしていた。二十三年には一戸建設があり、二二戸の開拓部落が形成した。これらの氏名をあげると

田中金六 古賀義貞 河野直光 藤田信徳 水野武雄 西谷俊夫 有馬庄吉  
座主トラ 奥山与作 田畑 実 佐藤政夫 渡辺光三 小野寺知 鈴木与八  
中島宇一 平山 某 加納 某 西永 某 小高 某 峯田 某 曾我 某  
佐藤 某 武田 某

である。

作付面積も七〇町歩に達し雑穀、馬鈴薯、野菜等を作ったが、ラウネ川以南の地には秋作大根がよく成長するので換金作物として全戸が作付した。また収益をあげる漬物加工を行うことになり古酒樽三本を購入して「たくわん漬け」をして「開拓農産加工農村協同組合」の設立準備や営農指導、資金導入償還、家畜購買などのための「開拓農業協同組合」設立準備を進めて、翌二十四年三月四日と六月十六日各々の設立登記を完了させ、本格的な開拓営農にはげんだ。昭和二十三年に馬一三頭や牛五頭など家畜を導入し、畜力開墾を行うようになって開墾面積も増えて、二十五年には九三町歩余、作付は六一町歩と扩大到きたものの営農資金の借入れも年々増加するため、全員協力して開墾補助工事の農道整備、東七丁目八丁目の側溝工事なども行っていた。

幌倉開拓の入植地区は高台地区に当たったため、水の利用には非常に苦労した所であった。特に飲料水に恵まれず、三メートルから五メートルの掘井戸の上水を用いていたが夏には濁水となり、水質もカナケがひどく、お茶に入ると真黒のお茶になるという状態であった。

昭和二十七年町費補助で一カ所を集中的に掘る井戸掘が行われて比較的よい水を得られるようになったものの、ラウネ川以北の高台地で一三〇メートルのボーリングでも水が出なかった記録があるという。

昭和三十年までに当初計画の開墾がなされ、各々が営農にはげみラウネ川の揚水による水田も一部行われ、電化事業も進み電灯もつけられるようになった。

しかし、全体的には地味が悪く収量は思わしくないため、生計を維持するのがやっとという状態であった。

ちょうどこの頃、滝川に陸上自衛隊の誘致が決定し、演習場用地が必要となったところから、耕地として特に不適なラウネ川以北を売却することになり、九九町六反二畝余が決定して一二戸の離農転業となった。その後については農業協同組合の維持も困難となり、昭和三十五年四月解散登記も完了し、幌倉開拓の幕が閉じられた。

開拓農業協同組合歴代組合長

初代・二代 奥山与作 三代 水野武雄

四代 藤田信徳  
△町事務報告、苦難から躍動へ▽

江部乙南及び東十五丁目開拓 戦後食糧増産対策及び戦災疎開者や外地引揚者の救済策として、帰農入植を望む者のため、昭和二十

二年緊急開拓五か年計画が立てられたが、その後この計画も改正され、昭和二十三年から二十六年にわたり、主として農家の二、三男の入植を対象とするようになり、東十五丁目野口智恩株式会社所有地及び滝川種羊場用地の一部払下げを受け、入植計画を立て入植させた。

戦後入植した開拓者が、協同して開拓事業を完遂し、農業生産の増強を図り、経済的社会的に地位の向上を期する目的で「江部乙開拓農業協同組合」が昭和二十四年二月十五日創立され、組合員の事業及び生活必要資金の貸与、土地造成及び改良事業、福祉その他施設の共同設備、その他農道工事、大農具・家畜導入などを進めた。

△江部乙町史より▽

### 第三節 稲作

#### 1 稲作の発祥

本道の米作りの起源は、貞享二年（徳川綱吉時代）渡島国亀田村に始まるといわれ、松前藩でも米作りを奨励し、安政以降渡島地方で百余町歩の開墾をみるにいたったということである。

しかし、慶応二年及び明治二年の大凶作に出あい米作農家は大打撃を蒙り一頓座したり、明治十四年札幌本庁管内の産出米はわずか一〇〇石ぐらいに過ぎなかったため、ケプロンらの外人技師は、気候、風土からも不適當と断定したため、当局も積極的な奨励をしな

いばかりでなく、むしろ麦作奨励を方針としたため、稲作はいっこうに普及しないこともあった。

このような状況の中でも、移民の増加とともに漸次各所で試作が行われていたので、明治二十五年北垣長官は米作りに希望をもって、七重種畜場や白石村の水田試作場で各種の水稲試験を行わせた結果良好な成績を収め、種子を選択してその普及発達に努めた。

上川地方でもすでに明治二十五年ころから神居、永山村で試作され、同二十七年には鷹栖村も試作するなど、上川原野の開発とともに各地で試作が行われるようになった。

空知管内では、明治十七年月形村字知来乙、須部頭川上流にて、樺戸集治監囚徒によって試作が行われたのが始まりである。

しかし、この年は結実をみず一時中止していたが、その後監獄署付近に三反歩の水田を拓いて試作したが、これも失敗して結実をみず、明治二十四年再度の試作により少量の収穫ができた。

このころ、時を同じくして長沼村の中野軍治が、千歳村から移住してきた鈴木喜代治、北守三郎とともに三反歩の水田を試作して二俵の籾を収穫したのが明治二十二年のことで、これが空知で米を収穫した最初といわれる。

当時は寒地に適する耕種法がわからなかったため、品種の選択が試作の成否を決定する鍵であったことはいままでもなく、幾度かの試作失敗を重ね、水稲栽培を危険視されながらも続けられた。

#### 滝川の米作り

明治二十五年、屯田兵石丸辰吉が二丁目坂下の追給地に、赤毛早稲を水苗代で苗仕立して作付、その秋籾一石八斗

を収穫。また、屯田兵佐藤竹蔵は、明治二十四年滝の川西二丁目に、赤毛を試作したが、実際の収穫は二十六年からで、明治二十八年には、一町五反歩を水田にし、反平均二俵八分ほどの収穫をあげた。

江部乙においては、明治二十七年、通り九丁目、屯田兵石田源一郎の父安一郎が、赤毛を熊穴川の傍に約二畝歩、自然流下水を利用して試作を始めた。

そのころ、米は全部内地から移入、米半麦半の飯は上等の方で、普通は米三、四分、麦、粟六、七分の混食で、正月餅も粟、稲黍が主で糯米は僅少であった。

## 2 水稲の作況

明治三十五年の凶作 春以来気温低く、作物の生育不良で、稲は稀にみる凶作であった。

そのうえ九月中旬たまたま大暴風に遭遇し、その被害は増大、全道二五郡の地域にわたる稲作は皆無というありさまで、一反歩平均収穫わずか一斗四升三合弱で、前年の平均収量一石三斗八升に比べると約十分の一というみじめな収穫に終わった。

道庁及び道農会では本年度産の籾は、稲作地帯の来年度種籾にしなければならぬので、売らないよう警告し続けた。

それは本道に適する稲の品種「赤毛」は内地府県から求めることのできない品種でもあったからである。

この年、滝川村から買い上げられたのは二〇石であり、冷害では

あつたが、種籾を出される程度で、他に比べて恵まれた地であつたようである。

**大正二年の大凶作** この年は全道各地とも気温著しく低く、降霜も平均より約半月早く、九月十四日に降霜を見た。その上八月二十七・八日の両日暴風雨が襲来、作物の登熟を害し大凶作となる。

移住してから大正までの農業は、屯田兵とその家族による農業で生産物の販路も十分ではなく、苦勞しながら実りの少ない貧しい生活の連続でもあつた。

当初屯田兵の目的は、兵農従事三年間米・味噌その他生活物資も給与されるが、その後は自給自足しなければならなかつた。

農作物も食糧用として裸麦、大・小豆、馬鈴薯、そば、燕麦、工業用として亜麻の作付などがあり、移住の翌年植樹された林檎も、二十八、九年ごろから生産されるようになった。

**西裡水田組合** 全道各地で水田事業が予想以上に好成绩を収めているのを見て、滝川にも灌漑溝を開さくし、その実効を挙げねばならないと、西川民之助、高橋萬治、吉田伊太郎、野村貞輔、宮本幸太郎、達見綱一郎、小田芳太郎が、まず西裡揚水機水田組合の創立に奔走、蒸気機関によって石狩川の水を揚水することを計画し、大正元年十月二十二日、空知支庁及び北海道庁に出願、大正二年三月二十七日認可が与えられ、同年五月三十一日に竣工した。

水路延長三、六六五間、灌漑反別一八〇町歩、組合員五二名(組合長白銀政太郎)、工事費一万五、〇〇〇円であつた。

この組合は大正十年、空知土功組合灌漑溝工事の完成と共に、そ

の区域に合流し、本組合は解散した。

**洪水のたたかい** 石狩川上流地域の開発が進むに従い、森林の伐採は水源枯渇と共に洪水量の増加となり、鉄道以西の耕地は、河川の氾濫によって常に浸水の危険にさらされ、融雪時の出水による浸水は定期的に襲来したのである。

石狩川氾濫の中で、最も水位高く被害の大きかつたのは、明治三十一年の浸水であつた。

九月七日より降り出した雨は、非常な量で九日まで続き、小河川の水量は急増し、これにつれて石狩川の水高も、見る見る激増氾濫して、洪水は一挙に鉄道線路まで押し寄せた。このため鉄道線路以西の家屋は軒まで浸水、救助舟が出て人畜に死傷のないよう努めた。

また、洪水のため炊事のできない者に対しては、救済資金を貸与、年賦償還の方法がとられ、本町ばかりでなく本道における稀有の惨事であつたので、天皇陛下には特に内帑金より御下賜金を罹災者に賜わり激励、特別救助とし扶助米及び塩菜料を給与される等、鋭意その救済につとめられた。

しかし、その後大正時代にあつても、融雪時の出水のほかに、夏季、秋季の増水が頻発し、大正四年、六年、八年、九年、十一年とほとんど隔年に浸水、猛威をたくましくしたため、農家の被害も大きく、経済的困窮も甚だしかつた。

特に、畑耕作の多かつた大正十年までは、水稻耕作の場合より、その損害は莫大なものがあつた。

大正年代の農業（滝川町）では、農業面積が増加しているのに、戸数も人口も減少し、加えて自作農の激減は、屯田兵家族が農業から他に転職・転出、農家として専念する人達が残り、農耕馬の飼育農機具の進歩とその利用度の高まりからであると考えられる。

年次	農地面積	農業戸数	自作農	小作農	自作小作農	人口
大正元	二、〇四八町九九五七戸	五一三戸	三〇戸	二四戸	六、一四六人	
大正一五二	三六六町五六六六戸	一八二戸	三七三戸	一一一戸	四、〇五七人	

○戦前期（昭和元年〜十二年）

**凶作の連続** 昭和六年は早春より長期にわたる低温のため、発育遅延し、反当收穫わずかに七斗八升三合（水稲）という凶作となり、更に翌七年には八月十四日降り始め、引続いて九月上旬にかけて前後八回に及ぶ降雨により出水大被害を被り、水稲の反収実に四斗五升六合となり、さらに翌八年七月三十日夕刻、ただ一回の降雨による出水のため浸水してその被害甚大、鉄道以西の田畑耕作者の生活は特に窮乏その極に達した。

昭和九年は、積雪量多く春の融雪期は一般に遅れたが、五月から七月まで、局部的に降雹、薄霜の所もあったとはいえ、気温も高かった。ところが七月七、八日ごろから高気圧がオホーツク海に停滞し、北寄りの冷風を送り、昼夜の気温差激しく、八月上旬までの気温は、大正二年の大凶作の年より低く、九月上旬まで続き、著しく作物の生育を阻害した。

昭和九年

下 旬	中 旬	上 旬	五 月			六 月			七 月			八 月			九 月				
			平均	本	年	平均	本	年	平均	本	年	平均	本	年	平均	本	年		
二・七	二〇・三	九・〇	一〇・八	一六・二	二〇・七	二七・九	二〇・三	元・〇	一四・〇	二四・〇	九・四	一三・五	二四・七	一七・三	一八・三	二・二	元・二	一九・〇	七・五

護岸工事で出島をまもる

滝の川西六丁目、故堀田平二所有地

が、出島入口通路の南北にあり、石狩川の増水のたび欠壊がひどく、本流と本流の距離僅か六〇〇間ほどになる。堀田は自己所有地が川になるばかりでなく、突出している出島の良田百数十町が離島になってはという考えから、護岸工事をしたいと言いだした。

当時助役であった酒井信高と役場土木係で土功組合理事であった樋口隆治に願い出札し、道会議員東英治の同行で、道庁中村部長に陳情した。

その時、東道議は図面を見ながら「新十津川村領のいわゆるタコ首（採草地）を切断すれば、護岸の必要がないのではないか」と言われた。部長はその時、「そんなことをしたらあなた地元の地元、新十津川村民から非難されませんか」と言うと、東道議は図面に一線をひかれ「こうすることが将来両町村を水害から守ることであって、国の利益にもなる。議員としては当然ではないか」といわれた。

その一線は、現在切り替えされた河身であり、昭和六年には北側が護岸施設され、七年の春には南側（西五丁目）が施行され、蛇籠に

入れる石は砂川の石山から採石運搬された。このため七、八年の大  
水害にも欠壊せずすんだのである。

**石狩川流水計画** 昭和七、八年の石狩川大水害により江部乙十  
二丁目以南と西七、八丁目の低地六十数町歩の水田は収穫皆無に等  
しかった。

それは西六、西七丁目境界線にある空知土功組合支線が盛土さ  
れ、いわゆる出島の奥まで堤防のようになっていた。

したがって迂回していた石狩川水流は、西七、八丁目に停滞して  
大被害を与えたのである。

そこで、江部乙と西七、八丁目、それに切断されるおそれある西  
六丁目も加わり、住民一体となり、新十津川の個人所有地を買収  
し、いわゆるタコの首を切断すべく計画した。

その事由とすることは、タコの首の土地を買収したら根元に溝を  
掘る。そうすれば石狩川増水で溝を流れれば、欠壊して本流となる  
仕組みだった。

さて、いよいよ地主と交渉を重ねたが、買収に要する三万円程度  
の金がない。そこで金策のため切断後牛馬の採草地として資金集め  
にとりかかったところ、当時町会議員であった故棚井靖太郎の耳に  
入り、タコの首を切断すれば石狩川の本流は、西五・四・三丁目に  
突入してくるようになると地域住民の大反対があり、一方江部乙で  
は沿岸築堤が本決定となった以上、タコの首切断の土地買収必要な  
しとの理由から出資をことわられた。

したがってせっかくの運動も行きづまったが、いろいろな経過を

経て、現在ののような流水計画が実施されたのである。

**農村の疲弊** 昭和五年本道は未曾有の大豊作で、北海道産米  
は、二八八万五四七石を収穫し、本道三〇〇万石祝賀会を挙行し  
た。

しかし、この年一月、浜口内閣の金の輸出解禁と世界的経済恐慌  
に影響され、米価は大暴落をなし、庭先価格石当たり一四円一五銭  
というありさまで、農家は豊作貧乏に陥り、失業者は三二万二、  
〇〇〇人と公表され、「ルンペン」という言葉がはやり、駅々のス  
トープはこれらによって占拠されたものである。その上、昭和六年  
には石狩川の大洪水のため、本道は大凶作となり、産米は一〇八万  
四、五五七石に大減収し、農村の疲弊はいよいよ深刻となった。

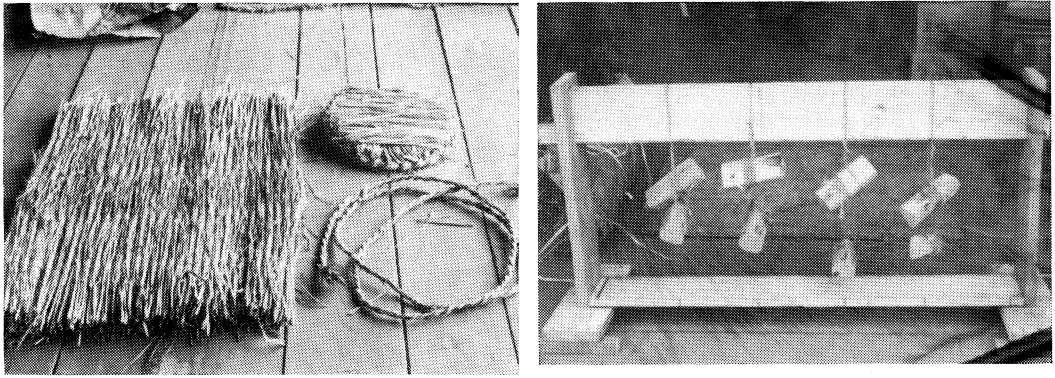
さらにまた、昭和七年も大水害と冷害に災いされ、本道産米は八  
八万一、一〇〇石という近年の最低記録を示すありさまで、農家は  
どん底に追い込まれ、再起の気力さえ失ったように思われた。

当時の産業組合は、これが再建に資するだけの実力も機能も充分  
でなかったために、多くは北海道拓殖銀行などから土地を抵当物件  
とする長期借入金をもって経営を続けたが、遂に倒産する者続出し  
自作農や地主にも年賦償還不能に陥り、抵当流れによって百数十町  
歩の農地は銀行の所有地となり、これらの者は銀行の小作人となる  
かまたは転職するのやむなき状態となった。

小作人は、農作物収穫後、直ちにこれを現金化して小作料や諸々  
の支払いをそのままにし、一家全員極秘裡に行方をくらすといっ  
た「夜逃げ」がひん発した。







依 編 み

昭和六年滿洲事变以降米作に対する保護国策は、米穀自治管理法を初め大いに進み、農業倉庫建設による粃貯蔵価格維持策、米作農家の税負担軽減など相次いで行われ、増収の一途をたどったことは米作史上特筆すべきものである。

昭和十二年七月、日華事变ぼつ発以後同十五年までは、消費生産統制の漸進的強化の時代であり、また戦争準備体制整備の時代でもあった。生産増強はまず軍需品より始められ、昭和十四年燕麦、亜麻、玉蜀黍の作付割当てが行われ、また軍馬の鍛練が始められた。

次いで、農地作付統制規則、農業生産統制令の発令による本格的統制の実施、米穀管理規則の制定による農家保

有米及び出荷米の割当がなされ、農業生産統制事務は農会で、現物取扱いは主として産業組合で行う制度であった。また、農業用資材についても、肥料、飼糧、農薬、農機具類などは一層の統制強化がなされたのである。

以下主な農業用統制に関する規則及び年次を記載すると次のとおりである。

肥料配給統制規則（昭和十四年公布）、農林水産用燈油及び軽油配給要項（昭和十四年五月公布）。農業薬剤配給統制規則（昭和十五年公布）。有機肥料配給株式会社による配給統制規則（同）。雑穀配給統制規則（同）。大豆及び大豆油配給統制規則（同）。稲藁及び藁工品配給統制規則（同）。青果物配給統制規則（昭和十六年公布）。諸類配給統制規則（同）。燕麦配給統制規則（昭和十七年公布）。

#### 農業関係の統制

昭和十三年

大部分の物資、公定価格設定、綿製品及びゴム靴の切符制、

昭和十四年

肥料割当配給、その他購買券を発行したもの（ゴム靴、綿製品、石油、地下足袋、軍手、煙筒及び曲り、釘、針金、農機具）

昭和十五年

米穀（七月二十日より切符制）、燈油、揮発油、重油、軽油、その他の油類、絹木綿、綿ネル、肌衣、織紺、軍手、三綾地、地下足袋、乳製品、自転車などのタイヤ・チューブ、学童靴、衛生綿、マッチ、針金、釘、ストーブ、煙筒及び曲り、セメント。

昭和十七年

衣料切符制（二月一日より）塩の通帳制（二月一日より）

昭和十九年

岩塩配給となり、北海道近海においても、火力蒸溜法による製塩が各地で行われ始めた。

石炭の統制（暖房用炭の炭質は甚だ低下）

砂糖、菓子、味噌、醤油、酒（砂糖及び乳製品は乳幼児に特配し、酒類は冠婚葬祭に特配された）、農業用作業衣、綿縫糸及び衣料品全部。

昭和二十年ごろは、衣料品配給不足のため一般服装は劣悪となり、ゴム靴の不足はなほだしく、これは貴重品とまで考えられるようになった。煙草の配給（配給制度となり愛煙家は不足なのでイタドリや乾葉などを代用品として用いた）。

燈火用燈油（昭和十九年、二十年は配給が極めて少量であったので無電燈家は全く不便利した）。

### 昭和二十年の大凶作

戦争の長期化により、農村から重要な農業経営者あるいは家族が、多数出征・応召又は他の職場に異動、軍需工場動員、勤労奉仕等と総力をあげての甲斐もなく、生活必需物資の不足とその生産力は、減退の徴を示し、また昭和十九年十一月より昭和二十年二月にかけて、低温甚しく零下三十度を超えることも数回に及び、苹果の凍害、中枝・小枝の枯損、さらに春から八月下旬にかけての冷気は生育を遅延水稻も八月半ばに至るも出穂せずの状態であった。

この年は全国的にも気候不順のため大凶作となり産米は極端に減収、八月十五日の終戦、占領軍の進駐、占領政策の実施などで不安と混乱が続いた中で政府は、連合軍最高司令部に食糧輸入の懇請を

したが、いろいろと困難な事情のため充分な輸入をみるに至らなかった。国内においても強力な食糧供出政策が実施されたが、農家自体自家用米にさえ事欠く状態であった。

一般受配家庭の不安焦慮は言語に絶し、いわゆる「筍生活」という珍語が流行し、衣料品一枚一枚が闇米に換えて、はがれていくことを風刺したものである。

配給米は四、五十日も遅配となり、各人は食糧入手に狂奔した。雑穀・澱粉・馬鈴薯・大小豆・燕麦は上の部で、澱粉粘団子や粉食といってアカシヤの葉その他野草を粉にしたものを食べて、命をないだ者さえあった。

一方進駐軍からの援助も行われ、ようやく多数の国民は餓死を免れることができたのである。

当時農業会は、シイナ・澱粉粘を主とし昆布粉をまぜ野草粉食の装置を設け、これらの食糧化に努めたが、不十分な配給は行き渡らず都市から農村へ、さらに僻地農村へ買出しに出かけたもので、そのため列車の混雑はいうまでもなく、衣類や洋服類、金属製品・皮製品は、どんどん農村に流れ、闇売、闇買は公然と横行、闇商買を職業とする闇屋が、ふところをふくらませていった。

◇戦後経済混乱期（昭和二十一年～二十六年）―戦後緊急開拓時代―

昭和二十年十一月閣議により緊急開拓実施要領が決定され、主要施策とし、七〇万町歩の開墾、二〇万戸の入植があげられ、二十五年五月北海道開発法公布、翌六月北海道開発庁を設置、二十六年七月には北海道開発局を設置した。

一方、昭和十三年四月農地調整法によって設置された農地委員はすべて官選であり地主的であるといわれたが、昭和二十一年十二月その構成を、小作五、地主三、自作二と改め、公選による市町村農地委員の選挙が行われた。

**水稻の状況** 昭和二十一年以降、農業労働力は充足されてきたが、戦後の資材不足と田畑の荒廃、その回復は容易でなく、増反と生産の向上は遅々として進まなかった。

さらに産米の供出制度は、強権発動にまで発展したため、農民の生産意欲を減じ、憤激をかうところとなったが、比較的気象条件に恵まれ、順調な作況を保つことができ、昭和二十六年以降は、肥料をはじめとする生産資材が豊富に出回り、農民の生産意欲も急速に高まってきた。

米の供出—滝川—

年 度	割 当 数 量	供 出 数 量	備 考
二十二	一五、六六四石	一五、九九八石	昭22・12・29完納
二十三	一五、八三五〃	一六、七三七〃	昭23・12・30完納
二十四	一五、八一九〃	一五、九六一〃	昭24・12・23完納
二十五	一七、六八九〃	一七、七七一〃	昭25・12・21現在
二十六	一七、四八九〃	一二、七七三〃	昭25・12・31現在

終戦後の食糧事情

終戦を境としての経済的大混乱、北海道は冷

害のため稲作はじめその他作物の凶作、脅威と不安の中において、滝川町としてもあらゆる手段を尽くし、食糧入手に奔走、粉食工場を設けるなど、食糧の需給に努力したが、空配給百日余となり、雑

穀、乾パン、馬鈴薯、玉蜀黍などはもちろん、生澱粉まで確保し、代用餅や代用パンとして急場をしのいだ。

昭和二十二年十二月、食糧配給公団発足以来は、物資の需給関係も徐々に緩和し、住民もまた方々の荒地を開いて食糧自給に奔走した。

昭和二十三年十一月からは、主食二合七勺に増配されることになり、二十四年からは蔬菜類の統制撤廃、翌二十五年四月から鮮魚類が統制撤廃となり、徐々に戦前の自由経済体制を取り戻していった。

昭和二十六年三月、食糧配給公団を解散し、民営米屋制度に移管となり、雑穀の統制も撤廃され、八月から主食の増配も行われ、食糧事情が常態に復帰してきた。

◇経済復興期(昭和二十七年〜三十七年)—地区開拓計画期—

この時期は水田農業近代化の時代に入る時で、北海道総合開発第一次五か年計画(昭27〜31)が、資源開発を目指し、電源開発、道路・港湾・河川等の整備拡充、食糧増産、開発基本調査、人口六〇〇万人を、開発計画及び主要施策として推進、さらに第二次五か年計画を立て、産業の振興を開発の特色とし、昭和三十三年から三十七年に亘り、道路、港湾等産業基盤の増強、電源開発、国土保全施設の整備、農業生産基盤の拡充強化、農林水産業の生産性向上、鉱工業の積極的開発、文化厚生労働施設の整備、人口五五〇万人を、開拓計画、主要施策として取り組んでいた時でもある。

水稻の状況

年度	滝		反	川	江		反	部	乙	備考
	作付	面積			面積	反				
昭27	一七、二〇二反七			二七、四一一石	一四、二一三反	二、二五二合		三二、〇二一石		冷害・早害・病虫害 台風15号、水害、冷害
28	一三、九〇七			二一、〇五五	一四、二六一	一、二一八		一七、三六九		
29	一四、四二四			一五、八三七	一四、二五三	一、三六九		一九、五一三		長期低温・台風9号
30	一四、一六九			三二、四四七	一五、一五四	二、三七三		三五、九六一		
31	一四、三九六			一三、四七五	一五、三七五	二、九四〇		一四、四五二		
32	一四、五〇〇			三〇、七四〇	一五、七七四	二、一〇二		三三、一五七		
33	一七、四七七			三九、三〇五	一六、〇九九	二、四一一		三八、八一六		
34	一九、〇四六			六、四七六屯	一八、二四八	〇、四〇六屯		七、四〇六屯	台風10号	
35	一七、八三三			六、三四九	一八、四三八	〇、四〇一		七、三八九		
36	一八、二九〇			七、三一六	一八、五六〇	〇、四三九		八、一五三		
37	一九、六一〇			七、一五八	二一、九二〇	〇、四二三		九、二七五	台風9号	

産米出荷(含産米事前売渡し予約数量)  
 滝川

年度	面積	反	取	生産量	保		予約済数量	出荷済数量	十二月末出荷進捗状況
					種子	食			
30	一四、二九七反二、二八〇石	三二、六八七、	一、一四四石	八、三七七石	九、五二一石	二、一六六、八石	二、三三、三八〇石	一〇一%	
31	一四、三九六反〇、九三六石	一三、四七七、	一、一五五、	八、七六五、	九、二一、	(改訂指示数量) 五、五五五、八石	(十二月末出荷数量) 五、五三八石	九九・七	
32	一、六二〇〇反二、一二〇石	三四、三四四	一、二九六石	八、二八〇石	九、五七六石	二、三、五一七、二石	二、四、七六八、〇石	一〇五・三	
33	一、七〇三、七五、二四九俵	九五、七九四俵	三、四〇七俵	二〇、八三九俵	二、四、二四六俵	六、五、七二四俵	七、一、六四八俵	一〇九	
34	一、七八四町	五、六七〇俵	三、三九八俵	一八、四一七俵	二、一、八一七俵	六、九、三三七俵	七、九、三三五俵	一一四	
35	一、七八〇町	五、九四四俵	三、四三六俵	一七、三五一俵	二、〇、七八七俵	八〇、四二三俵	八、四、九二三俵	一〇五・三	
36	一、七二四町	六、六八八俵	三、四四八俵	一九、二五〇俵	二、二、六九八俵	八五、二六九俵	一〇〇、九〇〇俵	(補正数量) 一〇八・三	
37	一、七二七町	六、〇九俵	一、一四四俵	一四、八八〇俵	一、六、〇二四俵	九五、六三三俵	九五、〇〇〇俵	(補正数量) 一〇三・三	

＜江部乙＞

年度	予約申込数量	申込外売渡数量	政府売渡数量	出荷率
37	二五、六五二石四斗	一、五九八石八斗	二七、二五一石二斗	一〇五・七%
36	七二、六七三俵	七、三九五俵	八〇、〇六八俵	一一〇・二
35	八一、六七二俵	八、七一四俵	九〇、三八六俵	一一〇・七
34	九三、八四九俵	八八三俵	九四、七三二俵	一〇一・〇
33	一〇五、一八五俵	八、〇五六俵	一一三、二四一俵	一〇七・〇
32	一一七、〇三〇俵		一〇九、一八五俵	九三・三

・米の事前売渡し制 〈江部乙町「お知らせ」45号・56号より抜すい〉  
 今まで毎年行なわれてきた米の供出割当制度は、本年度（昭和三十年度）からやめて、「事前売渡し申込み制」が実施されることになりました。

この制度は、これまでのような複雑な割当方法とちがって、農家の皆さんが自分の判断で政府に売渡す数量を、登録している指定集荷者へ自主的に申し込むという制度です。

「出荷は早い程とく、米の予約数量を完納しましょう」

売り渡し期日及び時期的奨励金格差が、次のようになっていきますので、刈取りの適期と作業を十分考慮され、収入の増加を図るよう努めましょう。

九月三十日までに売渡したもの	一俵当たり	三二〇円
十月十日	〃	二四〇円
十月二十一日	〃	一六〇円
十月三十一日	〃	八〇円
十一月一日以降	〃	〇円

多喜川米の声価 「空知の風土は米作には適しない」とかつては  
 いわれていた。その空知から立派な成績をあげて立証したために、

今度は逆に「空知は米作りの適地である」と一変し、たちまち造田熱は空知を風靡した。

大正五年水源を石狩川に求め、滝川・江部乙・音江を含む空知土功組合の設立となり、大正十年その第一工事の完成とともに滝川は一躍空知の米産地と変わり、余すところなく美田と化した。

その間、あらゆる水稻栽培の研究に没頭し、品種の選択あるいは土地改良に心魂を打ち込んで、比類なき良質の滝川米を生産するようになった。農林省は産地銘柄米として認め、紫の証印を押し市場に出したところ、一躍市場並びに消費者から品質・食味ともに良い「多喜川米」として声価をあげるに至った。

戦後更に産米の改善に努力を重ね、ますます「多喜川米」の名声を高めつつ今日に至っている。昭和三十五年、水稻耕作反別は、一、七八〇・〇町となった。

◇高度経済成長期（昭和三十八年～四十五年）——水田農業近代化——

北海道としては第二期総合開発計画時代で、農林水産業の近代化、鉱工業の積極的開発振興、総合的交通通信体系の確立、国土保全と利水の総合的推進、社会生活環境施設等の整備拡充、産業技術

の開発、技術教育、訓練の強化並びに労働力移動の円滑化、拠点開発の推進などを主要施策として取組みがなされていた。

**稲作と機械** 昭和三十五年ごろから、農業の近代化が叫ばれ、北海道では初めての大型水田が、江部乙町西一七丁目地区に、道管ほ場整備事業として始まり、当時一〇アール四〇五枚の小型水田から三〇〇五〇アールと大型化し、ホイールトラクターが構造改善事業の導入によって本格化し、もはや耕起、代かきはすべて大型トラクターによってなされるようになった。

また、収穫の機械化も構造改善事業により、大型コンバインの導入がなされたが、運転技術の不熟と馴れないため、一般大衆化には大部時間がかかった。

その後、国産の自脱型コンバインが、昭和四十年代になって開発され、急速にその普及が促進された。

しかし、コンバインの前にバインダーが導入されたが、コンバインの出現によって数年にして激減していった。

次に残された問題として田植えがあったが、昭和四十二年ごろから試作販売機が出現し、農民に大きな期待をかけられたが、これだけは残念ながら北海道の気候風土と合わず、特に育苗様式に大きな問題点が残り、昭和四十四年五月下旬の異常低温によって、機械に合わせた育苗技術の弱さが暴露され、農民の警戒心を深めた。

しかし、その後エンジニアと農業技術者の熱心な研究によって、昭和四十六年ごろから実用化され、若干の問題を残しつつも急速に普及されてきた。

恐らく、昭和五十年代は、大方の水田が機械化され、特に紙筒苗利用による苗まき方式が、近い将来にその主力をなすものと考えられ、これによって稲作農業の機械による一貫体系が完成、現在一〇アール当たり管理労働八十時間弱のものが、約三十時間に処理されるものと考えられる。

(八農業改善二十五年史▽より)

**低温・冷害** 昭和三十九年五、六月は、比較的好天候に恵まれたが、七月上旬以降の悪天候、低温により著しい影響を受けた。

七、八月の気温及び日照の状況をみると、気温は平均して昨年より二〜三度低い程度であったが、高温の日が極めて少なく、また一五度以下の日が七月で十九日、八月で六日となっており、特に七月上旬から下旬にかけて連続的に現われた。

日照は、七月において過去一〇カ年の平均日照時間より約二十時間、昨年より約一五時間、八月においては一〇カ年平均より六二時間で、昨年より五五時間少ないといった状態で、成育は極めて悪く、十五日遅れを示し、九月中旬以降の天候回復に望みをかけたが、九月二十七日晩から二十八日朝にかけて、強度の降霜があり、これによってその望みを断たれ、平均五七・九パーセントに終わった。

昭和四十四年は、積雪が多く、加えて三月低温にて融雪遅れ、移植も平年より遅れて開始されたが、五月下旬から異常低温によって苗の活着が悪く、枯死するものが多く、補植及び二回植えなどが六月下旬まで行われ、残り苗の管理、不足分の早期育苗並びに本田の

水管理などについて指導が行われ、農作物の霜害防止に、くん煙による防除を行うこととし、霜害対策本部を設置し、その対策を講じた。

◇経済衰退期

昭和四十六年から五十五年は、北海道では第三期総合開発計画にもとづき、開発の特色を畜生産、高福祉社会の建設に置き、その計画及び主要施策を、近代的産業の開発振興、社会生活基盤の強化、新交通、通信、エネルギー輸送体系の確立、国土保全と水資源の開発、自然の保護保存と観光開発の推進、中核都市圏の整備と広域生活圏の形成などを目指して進めた。

史上第一位の作況

昭和四十九年夏季の気象経過は、六月上旬と

七月に一時低温があらわれたが、その後は順調な気象条件に恵まれた。登熟期に入り日照不足があり、九月下旬から十月に入って収穫時期に連続的降雨など、変動の大きい天候に推移したが、稲作にとっては恵まれた天候であったために、作況は史上第一位を示した。

しかし、産米の品質は一般に劣り、上位等級米の出荷率は二五・四パーセントと、産米改良運動を進めている中で、極めて低調であった。

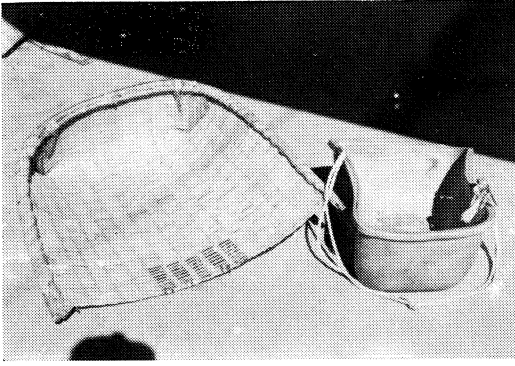
作付面積及び生産量など

年度	区分	作付面積	総生産量	保有米			予約数量	売渡申込 限度数量
				種子	食用	計		
昭 46	うるち米	3,148ha	181,090俵	2,100俵	17,770俵	19,870俵	俵	俵
	もち米 計	100 3,248	5,680 186,770	66 2,166	560 18,330	627 20,497	231,792	231,816
47	政府売渡等 種粃出荷	2,971.9 75.3	265,046 5,089	2,476 —	11,992 —	14,468 —	250,578 —	259,550 —
	計	3,047.2	270,135	2,476	11,992	14,468	250,578	259,550
48	政府売渡等 種粃出荷	2,683.0 92.0	218,625 8,176	11,244 —	2,246 —	13,490 —	205,135 —	230,000 —
	計	2,775.0	226,801	11,244	2,246	13,490	205,135	230,000
49	政府売渡等 種粃出荷	3,037 102	273,152 6,760	2,616 —	11,233 —	13,849 —	259,303 (6,760)	227,784 —
	計	3,139	279,912	2,616	11,233	13,849	259,303 (266,063)	227,784
50	政府売渡等 種粃出荷	3,337 128	245,885 10,565	2,906 —	11,098 —	14,004 —	231,881 10,565	277,616 —
	計	3,465	256,450	2,906	11,098	14,004	242,446	277,616
51	政府売渡等 種粃出荷	3,461 172	220,562 13,016	3,006 0	10,787 0	13,793 0	206,769 13,016	266,617 0
	計	3,633	233,578	3,006	10,787	13,793	219,785	266,617
52	政府売渡米	3,461	285,338	2,880	10,112	12,992	256,354	256,817
53	政府売渡米	3,081	261,289	2,558	10,045	12,603	235,297	235,297

等級別出荷数量

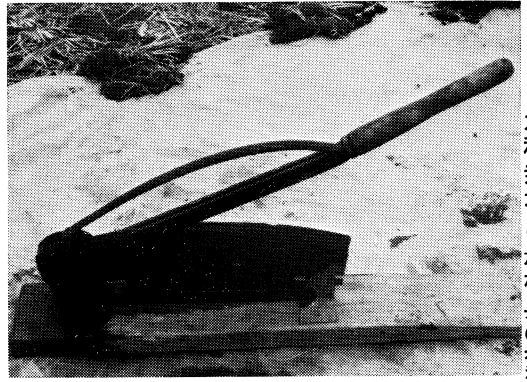
年度	等級別	うるち米	もち米	計
昭 46	3 等	10,193俵	俵	10,193俵
	4 等	83,919	1,164	85,083
	5 等	60,715	1,311	62,026
	規格外	6,393	—	6,393
	計	161,220	2,475	163,695
47	3 等	18,155	0	18,155
	4 等	170,125	1,364	171,489
	5 等	59,621	1,313	60,934
	計	247,901	2,677	250,578
48	2 等	2,671	—	2,671
	3 等	47,345	339	47,684
	4 等	132,278	2,018	134,296
	5 等	20,135	349	20,484
	計	202,429	2,706	205,135
49	2 等	280	—	280
	3 等	65,305	230	65,535
	4 等	162,633	5,690	168,323
	5 等	24,631	407	25,038
	規格外 計	— 252,849	127 6,454	127 259,303
50	2 等	108	—	108
	3 等	75,786	223	76,009
	4 等	137,511	3,028	140,539
	5 等	14,865	314	15,179
	規格外 計	— 228,270	46 3,611	46 231,881
51	2 等	0	0	0
	3 等	720	0	720
	4 等	27,866	445	28,311
	5 等	137,637	931	138,568
	規格外 計	38,966 205,189	204 1,580	39,170 206,769
52	2 等	5,820	—	5,820
	3 等	119,728	134	119,862
	4 等	121,887	2,027	123,914
	5 等	6,682	76	6,758
	計	254,117	2,237	256,354
53	1 等	31,018	7	31,025
	2 等	163,672	1,929	165,601
	3 等	38,406	265	38,671
	計	233,096	2,201	235,297

3 水稻栽培と農機具の変遷

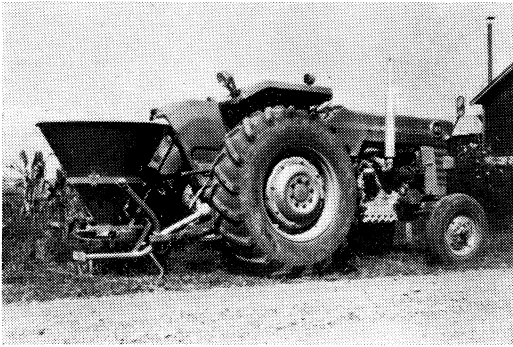


箕 ポリ製肥料箱

基  
肥

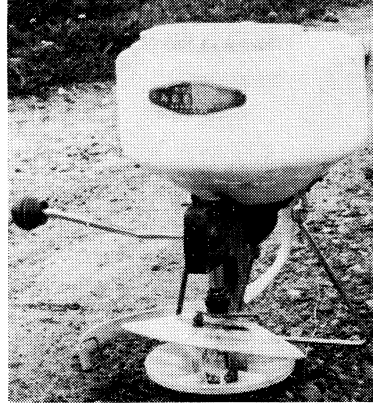


押 切

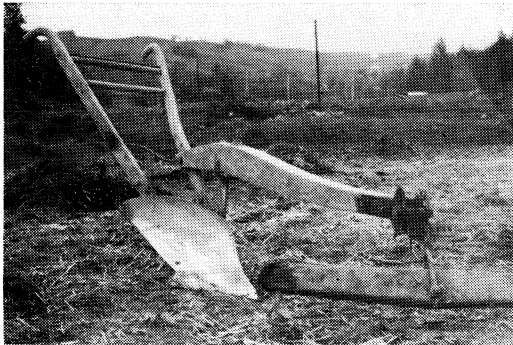


ブロードキャスター

撒  
布

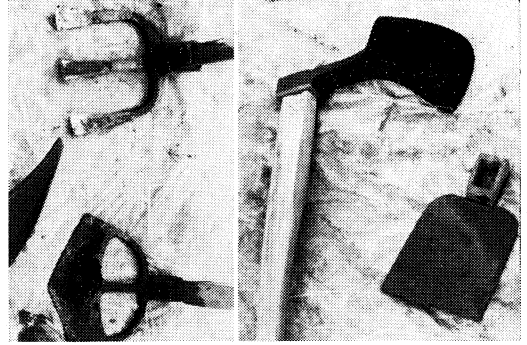


手廻撒粒機



畜力用プラウ

耕  
起

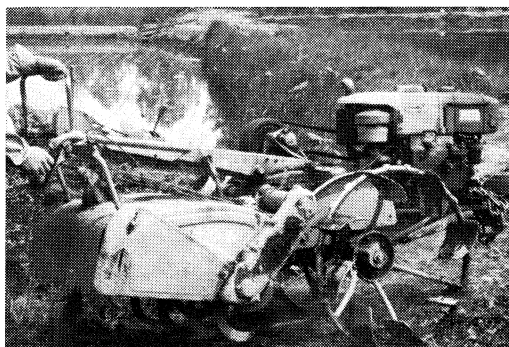


三ツ鍬、窓鍬、島田鍬、唐鍬

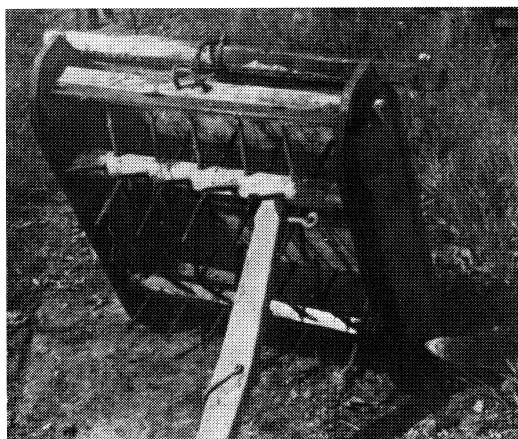


トラクター

耕  
起



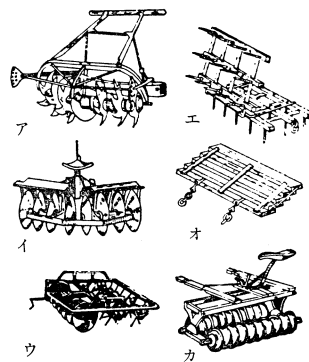
動力耕耘機



おにハロー

碎  
土

ア 刃車型(切りわり)  
イ デスクハロー(切りわり)  
ウ おにハロー(切りわり、さしわり)  
エ 方形ハロー(おしくだき)  
オ 板ハロー(おしつぶし)  
カ カルチパツカ(おしつぶし)

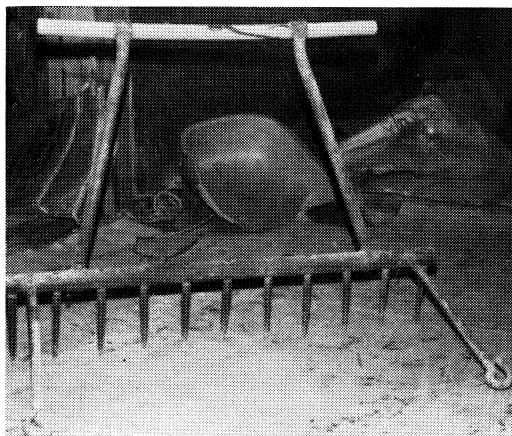


各種ハロー

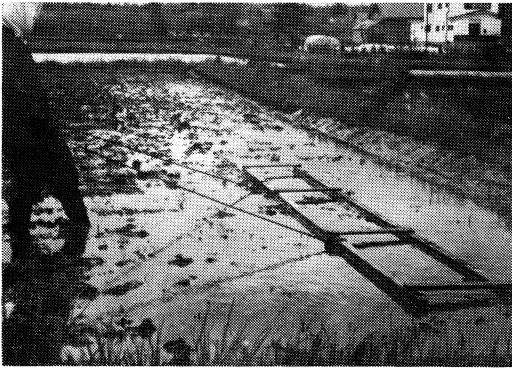


大型トラクターしろかき  
(耕耘機によるしろかきも行われた)

(しろかき)



馬 鋤

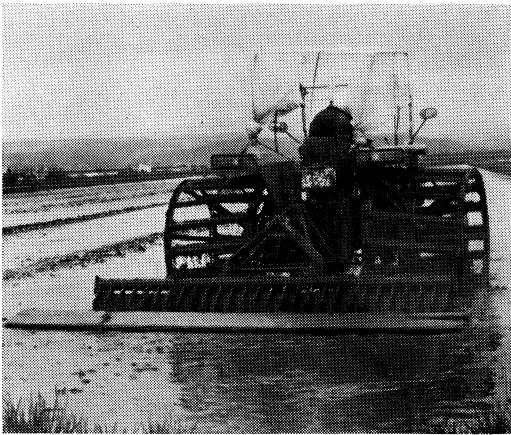


仕上げ板 (丸太も用いた)

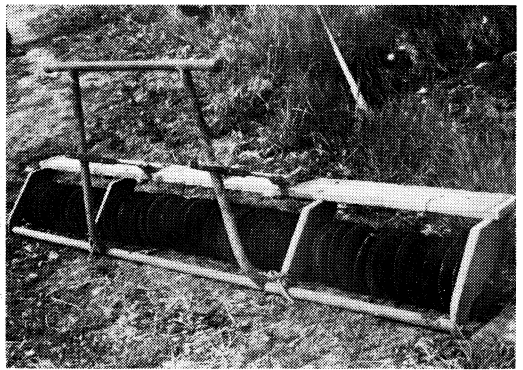


人カエブリ

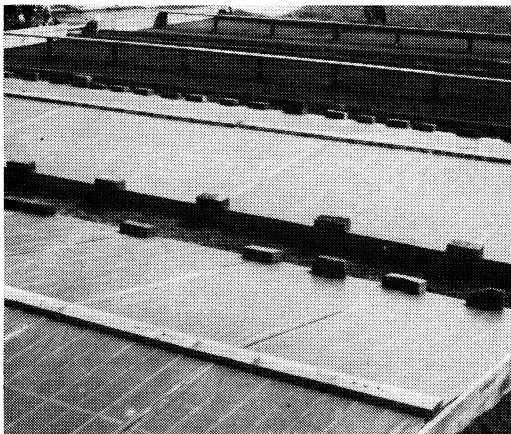
均  
平  
(仕上げ)



トラクター仕上げ



畜力整調機 (稲株わらの鎮圧)

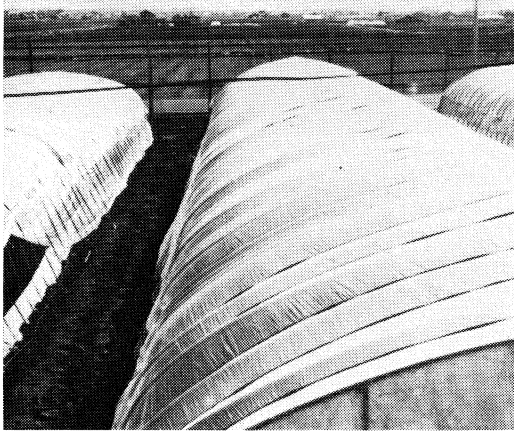


油障子温床  
(昭和10年ごろ冷床, 水苗もあった)

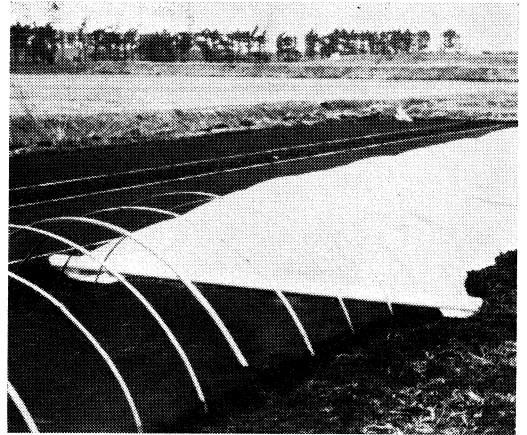


タコ脚直播機  
(もっと古い型式のものあり)

播種  
苗床



ビニールハウス温床

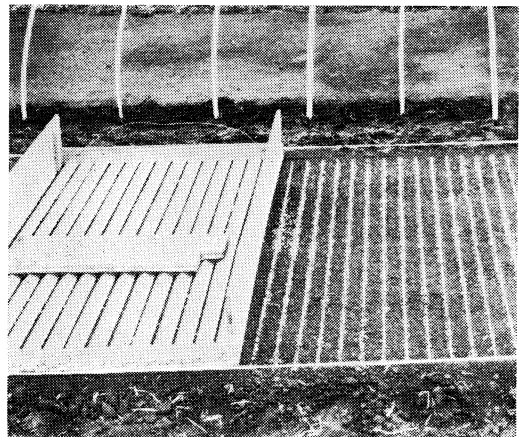


竹ヒゴビニール温床

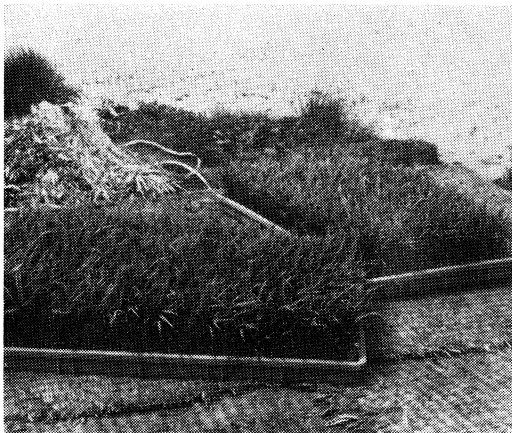
温床と播種



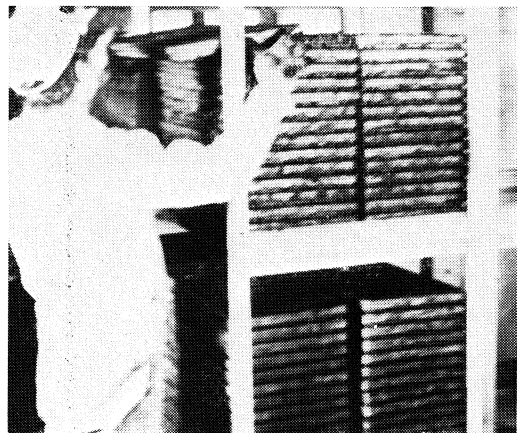
マット式播種機



ビニール温床の条播



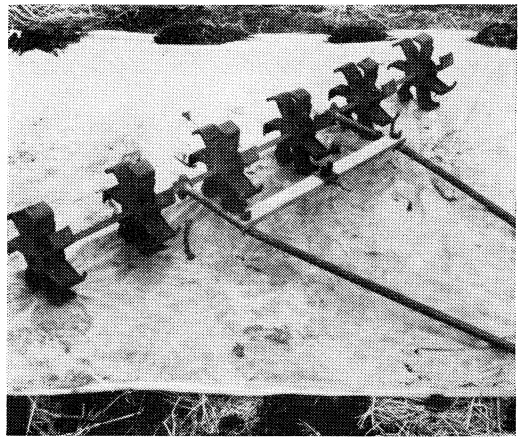
マット式の早苗箱



マット式発芽室

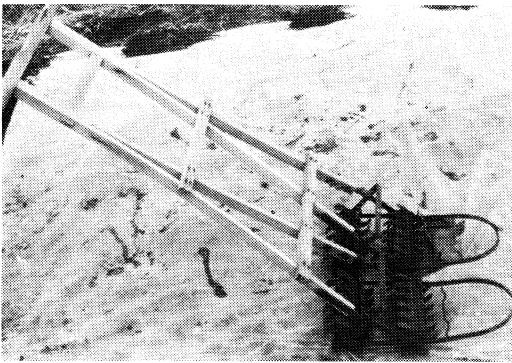


浅植え（黒い箇所は苗を植える）

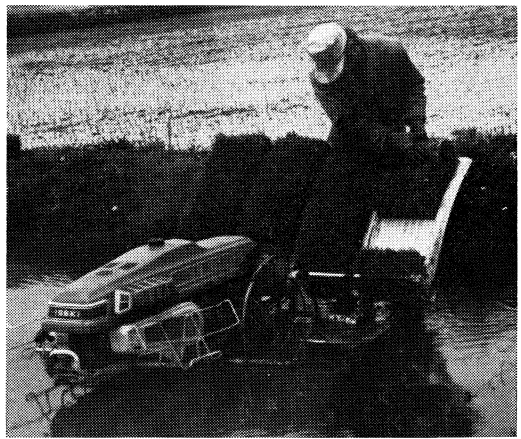


浅植え式型付コロ（この前に木製コロがあった）

移  
植



八反ずりから一条、二条となった人力除草機

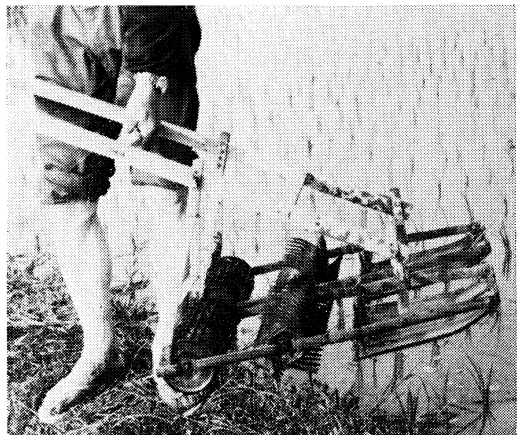


田植機（マット苗4条植え）

除  
草



除草兼培土機

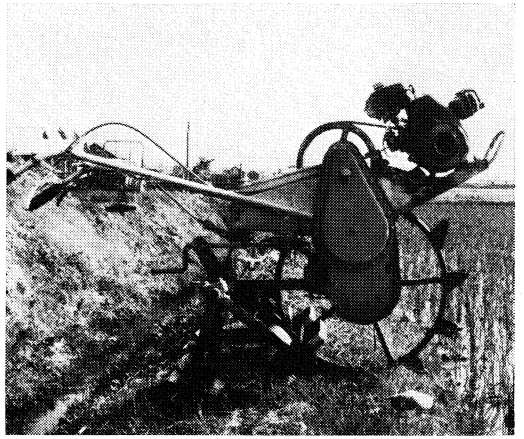


昭和20年以降の除草機

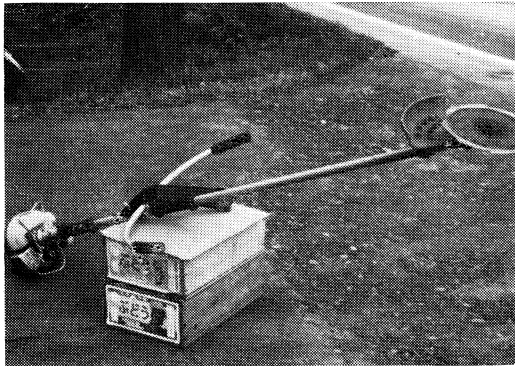


手廻撒粒機による除草剤撒布（液剤用もあった）

除草

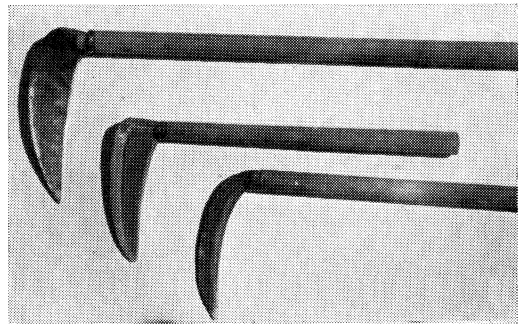


動力除草機

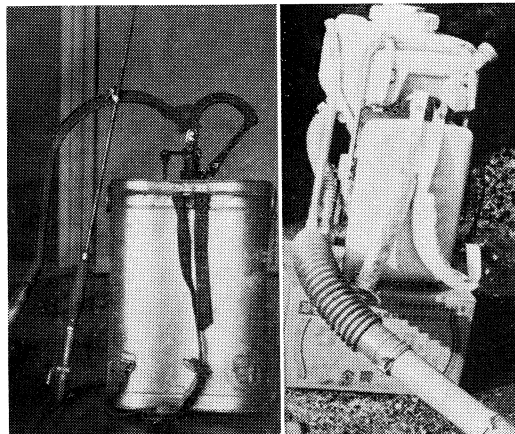


動力草刈機

草刈



草刈鎌各種



背負型噴霧機と背負型動力撒粉機

病虫害防除



舟型網による泥負虫駆除

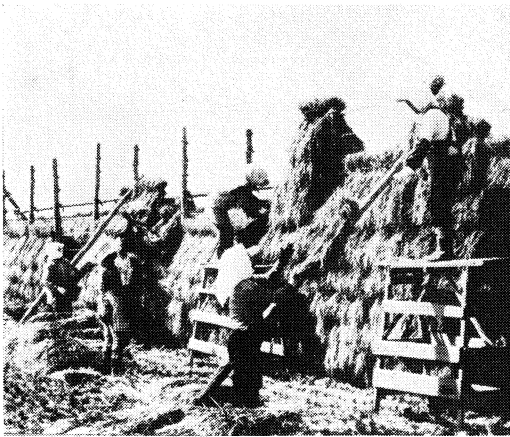


トラクターによる共同防除

病虫害共同防除

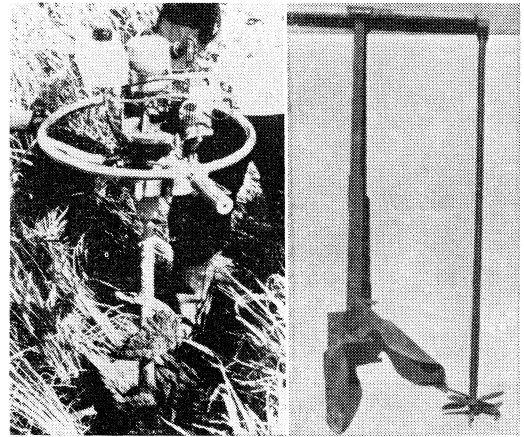


人力噴霧機による共同防除

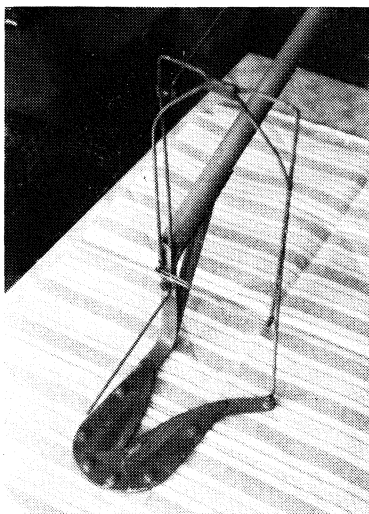


はさ木とはさかけ

稲の乾燥

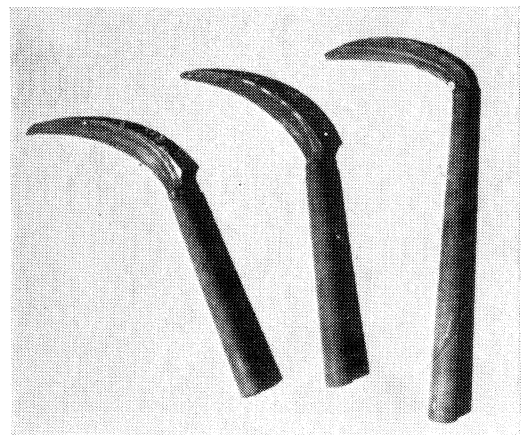


はさ穴掘用機、動力、人力ポータ

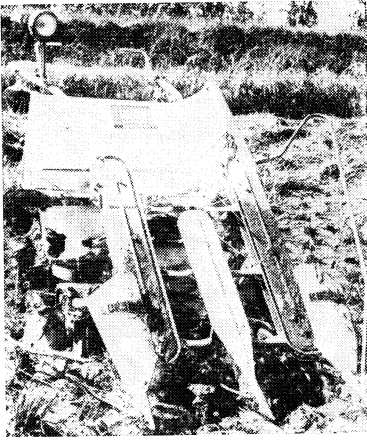


稲刈機（手引）昭和5年ごろ

稲刈



稲刈鎌、鋸鎌、刃鎌

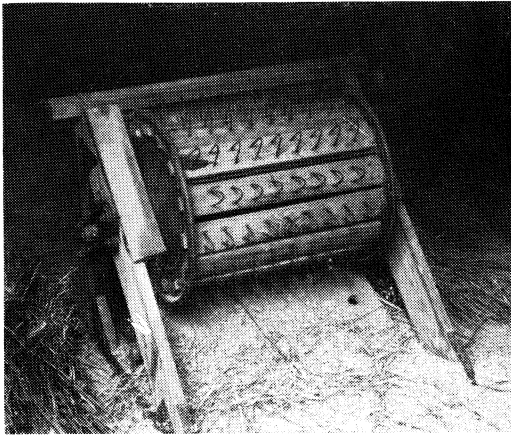


刈束式稲刈機 (バインダー)

稲  
刈

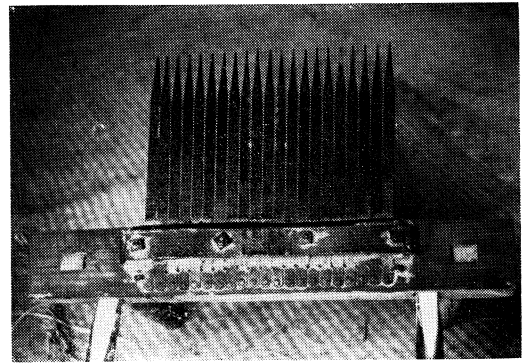


稲刈機 (押型) 昭和20年以降



足ふみ脱穀機

脱  
穀



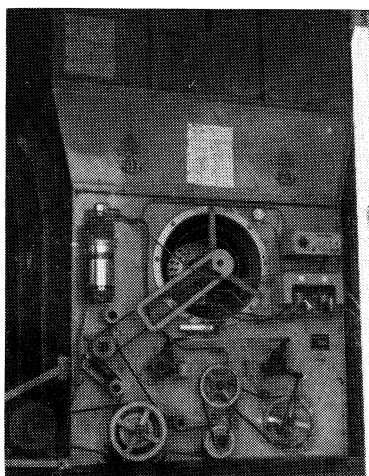
千 歯



二条刈り稲刈脱穀機 (コンバイン)



動力用チェーン送脱穀機  
(これまでに手廻, 動力用手まわし等各種あり)

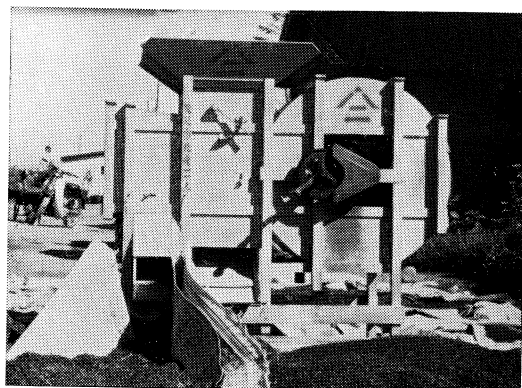


全自動式乾燥機



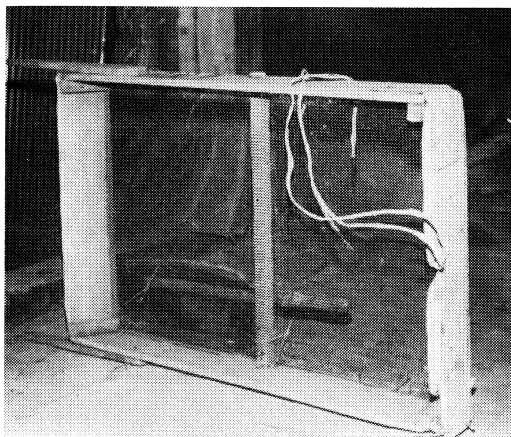
乗用全自動式コンバイン

脱穀乾燥

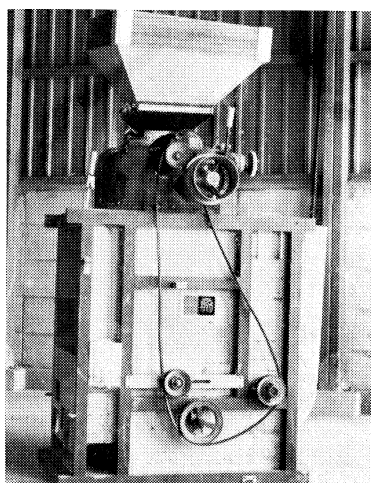


唐箕

調整



大篩(ふるい)



ゴムローラー式動力糶摺機  
(土臼, 岩田式, などを経ている)

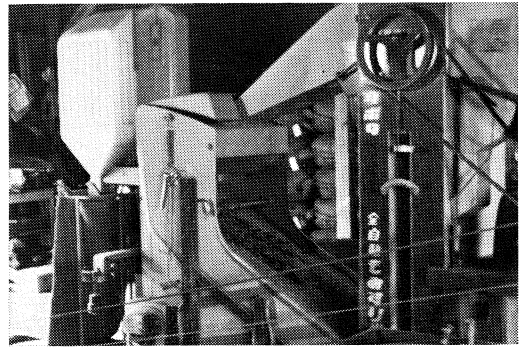
糶摺



千(万)石篩

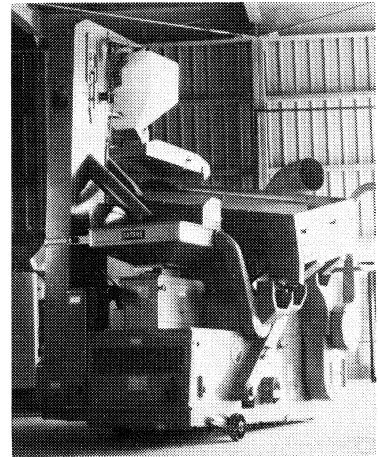
試験圃名	年度毎設置数	年度/数
土壌肥料関係試験圃	42/4	42/4
老朽水田の技術改善圃	36/3	36/3
水田土壌還元対策試験圃	37/2	37/2
転作還元田試験圃	48/1	48/1
	49/3	49/3
	50/2	50/2
	44/3	44/3
	45/1	45/1
	46/1	46/1

・各種試験圃の設置一覧(水稲)  
土壌の改良



耨摺、調整、袋詰機

全自動式耨摺、調整、袋詰機  
(万石が流下式)



八〇年型最新式全自動機  
(万石が振動式になっている)

試験圃名	年度毎設置数	年度/数
耕地整理後における営農基盤確立試験圃	40/3	40/3
耕地整備後における土壌化学及び植生試験圃	41/2	41/2
トラクター耕転機による碎土代掻試験圃	41/2	41/2
水田心土耕効果確認圃	32/1	32/1
耕転機による深耕比較試験圃	34/2	34/2
	33/1	33/1
	37/1	37/1
	38/1	38/1

耕 転



施肥

施肥改善試験圃	33/5
施肥比較試験圃	34/5
水稲に対する尿素施用法圃	35/4
水稲に対する化成肥料肥効圃	33/1
化学肥料比較展示圃	34/2
肥料効果比較圃	37/1
尿素施用法試験圃	28/2
水稲北農菌肥効確認圃	29/2
水稲に対する農薬入り複合肥料肥効圃	30/2
窒素塩安肥効圃	33/1
窒素分施肥圃	34/1
水稲肥料比較圃	35/1
水田三要素効果確認圃	36/1
	37/1
	38/1
	39/4
	40/1
	41/2
	42/2
	43/1
	44/2
	45/2
	46/2
	47/1
	48/1
	49/1
	50/2
	51/3
	52/2
	53/1
	54/1
	55/1
	56/1
	57/1
	58/1
	59/1
	60/1
	61/1
	62/1
	63/1
	64/1
	65/1
	66/1
	67/1
	68/1
	69/1
	70/1
	71/1
	72/1
	73/1
	74/1
	75/1
	76/1
	77/1
	78/1
	79/1
	80/1
	81/1
	82/1
	83/1
	84/1
	85/1
	86/1
	87/1
	88/1
	89/1
	90/1
	91/1
	92/1
	93/1
	94/1
	95/1
	96/1
	97/1
	98/1
	99/1
	100/1

耕 耘 昭和十六年の農作業慣行調査によると、水苗代栽培面積が四七パーセントあり、坪当たり播種量は四〇五合で五四パーセント、五合以上は四六パーセントであった。  
 本田耕耘は畜力が九三パーセント、田植え期間は空知郡で五月二

第一章 農業

中耕除草

水稲除草剤効果比較試験圃	30/4
除草剤体系確立試験圃	31/1
病虫害防除	32/1
水稲病虫害防除試験圃	33/1
農薬比較試験圃	34/1
水田畦畔改良確認圃	35/1
水田ブロック畦畔圃	36/1
稲熱病防除発生予察圃	37/1
二化メイ虫発生予察圃	38/1
	39/1
	40/1
	41/2
	42/2
	43/1
	44/2
	45/2
	46/2
	47/3
	48/2
	49/2
	50/2
	51/3
	52/2
	53/1
	54/1
	55/1
	56/1
	57/1
	58/1
	59/1
	60/1
	61/1
	62/1
	63/1
	64/1
	65/1
	66/1
	67/1
	68/1
	69/1
	70/1
	71/1
	72/1
	73/1
	74/1
	75/1
	76/1
	77/1
	78/1
	79/1
	80/1
	81/1
	82/1
	83/1
	84/1
	85/1
	86/1
	87/1
	88/1
	89/1
	90/1
	91/1
	92/1
	93/1
	94/1
	95/1
	96/1
	97/1
	98/1
	99/1
	100/1

十五日(始期)〜六月二十五日(終期)、北見郡は六月五日〜十五日であり、盛期は六月上旬中旬が最も多かった。  
 田植え方法は型付法七四パーセント、一坪株数は六〇〜八〇株が七七パーセントである。

戦後昭和二十六年〜四十年の一五年間一〇アール当たり平均収量とその標準偏差によると、三〇〇キログラムプラスマイナス三〇以上の地域は安定地域と見られるが（全道面積の八五・七パーセント）二四〇キログラムプラスマイナス三〇以下では、なお低収であり不安定地域とされる。

総じていえば安定地域が拡大されたこと、道平均で現在（四二、四三年）四五〇キログラムの水準に達したことは注目されることである。

この技術的基礎は、改良品種の普及、多肥化と施肥法その他栽培の改善、土地改良、機械化などの総合成果といえる。

**品種改良** 戦後、富国次いで農林二〇号時代が続ぎ、昭和三十年前後に栄光、豊光が主要品種となり、続いて新雪、ふくゆき、ユーカーなど四十二年では全面積の一六・七パーセント、次いでささほなみが、一〇・七パーセントを占めるに至った。

このようにごく最近では耐冷、良質、多収のしおかりが伸び、耐冷性の強い中生品種の品種構成となり一〇アール当たりの収量の増大と安定化に寄与している。

**育苗** 戦後、油加工紙の大量製造により、紙被覆陸苗代が普及した。さらに昭和二十七〜二十八年以後ビニール被覆、最近ではビニールハウス育苗が普及し、これらの保護苗栽培面積は、四十二年において移植栽培面積の九九パーセントを占めるに至った。

これは保護苗の使用により一〇アール当たりの収量が直播のそれよりも、はるかに多くなったからである。

そのため直播栽培は上川北部あるいは畑作地帯の十勝・網走など

の健苗育成に困難な所、他作物との関係で適期に播種、田植えの困難な地方に残っている程度となった。

また、保護苗栽培法が健苗早植えを一層促進したのは、四十二年の播種期、田植え期が三十年に比べて一句早まったことでもわかる。

**移植** 北海道稲作法は、直播法、普通苗による栽培法、温冷床苗による三種である。しかし、温冷床苗栽培法と前二法とを適宜組み合わせることにより、冷害の回避、また労働力の調整が可能であったので、この方法が重視された。

**施肥と総合防除** 坊主種の減退とそれに代わる改良品種富国の激増、それと軌を一にして化成肥料や配合肥料、硫酸などの化学肥料が販売されて施肥量が増加、そのため一〇アール当たり収量は二五〇キログラム水準を超えたが、この多収品種富国の普及と多肥栽培法は、昭和十五年に空知泥炭地帯を中心とした、いもち病の大発生をもたらしした。

このため、いもち病の研究に基づく総合防除法（薬処分、種籾の消毒、ホルドー液散布、土地改良及び栽培法の改善など）が案出され、その徹底的励行で相当な効果をあげ、その後十六年には耐病性品種石狩白毛の育成と普及により、泥炭地におけるこの総合防除法の効果を一層高めることができた。

**堆肥場の設置** 滝川町においては、昭和二十二年度より堆肥場設置奨励を行い、各戸一カ所設置を促進、二十三年から未設置農家の設置奨励を逐年行い、自給肥料の増産による地力の維持増進に努めた。

昭和二十五年ごろより、粘土叩き、コンクリート堆肥場の設置を奨励補助金の交付などにより、二十六年には設置基数四〇基、坪数四一八・五坪を設置、その後、二十九年ごろまで年毎に設置された。

**堆肥の増産及び共励会** 昭和二十二年より堆肥増産の奨励をなし翌年には自給肥料の増産、堆肥増産共励会を行った。

その後、共励会開催が引続き毎年のように行われ、組合、個人への授賞、堆肥増産運動の促進がなされた。

昭和四十三年には、全農家に対し堆肥生産目標を設定、計画生産励行指導と共励会が開かれ、空知の共励会では東七丁目農事組合が銀賞を受けた。

**中耕・除草** 中耕除草は田打車三六パーセントで他は人力によるが、その回数は三回が六二パーセントである。

刈取期は空知郡九月二十日（始期）～十月三十日（終期）、北見郡では九月二十日～十月十日、乾燥方法は稲架法八五パーセント、屋内脱穀七八パーセント、動力脱穀六二パーセント（発動機五三パーセント電動機九パーセント）である。

この発動機について、所有農家率は低かったが、面積率から見ると、このころの脱穀調製過程の機械化が急進したことが知られる。

さらに一〇アール当たり労働日数を見ると地域によって異なるが、上川郡の九・七日から日高郡の二四日まであり、全道平均では、一五・一日である。畜力使用日数は一・四日で、動力使用日数は稲扱いと調製（籾摺り）作業で〇・四日である。

この一〇アール当たり労働日数は、直播法がかなり多くの面積を

占めていたので内地府県より著しく少なかったが、昭和十八年ごろからの移植栽培の増加に伴い、しだいに労働日数も多くなっている。

除草剤が普及されるまでは、手取り、機械除草とも二回ずつ行なっており、昭和三十年前後には、株間除草機、培土機を使用したこともあるが現在ほとんど使われていない。三十二年よりMCPを初め数種の除草剤が普及され、使用率が高く、除草の省力化に努めている。

**病虫害防除** このことについては、農薬は液剤から粉剤、噴霧機は散粉機に、次いでミスト機が普及した。

この地域の主要病虫害は、いもち病、ドロオイムシ、メイチュウ、ハモグリバエで、戦時中はいもち病の防除法がなく、またドロオイムシには舟型網を用い、三回程度防除を行っていたが、三十年ごろからは、いもち病に対し二～三回、害虫に対しても二～三回薬剤散布による防除を実施、水管理は一般に掛流しが多く、七月中、下旬に低温情報が出た時には、できるだけ深水にして幼穂を保護する。落水期は八月下旬の穂がみ期である。〈戦後農業技術史〉

滝川における病虫害防除について、昭和二十七年の記録では、その推進本部を役員内に設け、関係機関一体となって防除の万全を期し、その被害を最小限に食い止めるため、平常発生する危険地帯を定めて、地区重点に動力散粉機による機動班を出勤して、稲象鼻虫、泥負虫、稲熱病、胡麻葉枯病、六二星テントウムシ、馬鈴薯疫病、酢菜ヨトウムシ、二化螟虫などの共同防除に効をあげており、昭和四十三年には、防除推進本部を設置し、防除推進月間を設け、銅粉

剤、ジウブ粉剤、EPN粉剤、マラソン粉剤、BHC粉剤、DDT粉剤、アルドリン粉剤、ヘプタール粉剤、砒酸鉛を用い防除の徹底を期している。

### 脱穀調製

**収穫用具** 明治・大正初期は、古くから伝わった千歯で脱粒し、土臼で脱孚していた。大正十二、三年ごろに回転式の脱穀機及びゴム臼と称する籾摺機が発明され、旧来の作業機と比較して急速な進歩をとげ、しかもこれらは動力を以て作業するようになり、機械を所有している農家は自家作業のほか、近隣又は親戚のものも引き、次第に機械を通じての共同作業的活動が始められてきた。

昭和四年ごろには石油発動機が普及、昭和二十年には電動機も加わり、戦後食糧増産施策と農村電化により、電動機が増加、脱穀籾摺機も改良進歩、優秀なものが使用されるようになったのである。

収穫以外の作業、刈取期は戦前、戦後とも九月下旬〜十月上旬に主に手刈り、一部刈取機を使用していた。一束の株数は収量の低いところは八〜九株程度であったが、昭和三十年ごろより七株くらいとなった。

刈取後は結束し、二日間地干しをした後、架掛けしその後脱穀、籾摺り、調製、包装を行い出荷する。包装は戦時中に自家製の俵を用いていたが、三十年ごろより叭となり、産米改良が強調されて以来麻袋にかわった。

機械化と作業能率の向上 道央稲作中心地帯の農機具普及台数から見ると、昭和三十年から三十三年までは戦前の延長ともいえる。

脱穀調製過程の機械化が進んだ三十年特に三十五年ごろからは、耕耘整地過程の機械化が進み、駆動型耕耘専用機から代掻き、整地作業の汎用化、続いて中、大型トラクター化が進展した。

また、三十七、八年ごろからは、管理防除過程や各種運搬作業の機械化、特に動力散粉機が普及したという三つの流れがある。

また、最近になってからは乗用トラクター、高性能防除機、動力刈取機、自動脱穀機、小型乾燥機などが普及し、稲作の全作業工程に関連する包括的な機械化が進展している。

### その他

**畦直し** この地域では従来より畦塗りをを行う例がほとんどなく、わずれた部分を補修する程度で、通常四月中旬ごろ融雪直後に、水田土壌がかわかない中に補修作業を行う。

**基肥** 堆肥の反当たり施用量は一〇〇〜二〇〇貫で、三月下旬〜四月上旬に雪上運搬をしておき耕耘前に散布する。

基肥は、昭和三十五年ごろから化学肥料を施用するようになったがそれ以前は、硫安、魚粕、過石、塩加などの単肥配合で、四十年には大部分が化成肥料になっている。

また、初期生育促進の施肥法として、施肥総量の七〇パーセントを全層肥料として灌水前に、残り三〇パーセントを植代前に散布する。この表層施肥法を取り入れたのは二十五年以来で、四十三年には全農家が採用している。

**代掻き** 耕耘、灌水後引続き代掻き作業にかかるが、荒代と植代に分けて行っている。

荒代は主として回転ハローを用い、縦、横二回ずつ行い、その後、馬鍬で植代作業にかかっていた、植代は縦に二回行い、次に株圧機で残株や浮遊物を土中に沈め、ならし板で田面を平均にする。耕耘機による場合には鉄車輪付きで代掻きをするが、植代の時には、後部に株圧機と均平板を取り付け、耕耘機を用いた場合は代掻きの回数が一回程度少なくなっている。

**追 肥** 従来は六月末までに反当たり硫安一〜二貫を、むら直しのため追肥としていたが、昭和三十五年ごろより、低温年を除き七月中〜下旬に硫安を反当たり二〜三貫施用した。

#### 総合技術改善圃

水稻生産力の一段の強化を図るため、各種技術を総合的に改善し生産体制を確立することが必要と考え、用排水に関する事、栽培管理・土壌条件に関する事等、改善計画の樹立必要事項につき調査を行うため、道が地元機関の協力を得て、昭和四十一年度からこの事業を実施、四十二年度は滝川市が指定され、南滝川地区（東三丁目）で調査が行なわれ、市もこれに協力した。

昭和四十五年度、農業生産性向上のため、技術研究と水稻技術普及に資するために、総合技術改善圃二カ所、土壌悪変改良二カ所を設け、心土破碎、微量要素の施用、施肥法の改善、作業体系の省略化（除草剤の施用）、改良区及び標準区との対比調査などを行った。

この本調査は、洪積層において実施し、トラクター作業によったが、育成及び改良は良好であり、改善について一カ所は道営圃場整備実施、二年目の圃場に対する効果確認を目的とし、一カ所は旧水

田排水不良田につき土壌物理性の改善のため実施、昭和四十六年度に三カ所、翌四十七年度に一カ所、総合的技術改善圃を設置した。

#### 技術指導農場

昭和二十二年、農業技術の浸透施設として、滝川町技術指導農場を設置、用地一八町歩、住宅二棟、畜舎堆肥場一棟、事務室兼講堂一棟、共同農産加工場を建築、予算額は一三八万円であった。

#### 稲作改善対策特別事業

昭和四十一年度に稲作改善対策事業補助金とし四、六七六、一九八円の交付を受け、滝川市農業協同組合が事業主体となり、昭和四十二年度を実施する稲作改善事業に必要な資金造成を行い、翌四十三年度稲作総合技術改善調査事業とし、昨年に引続き南滝川三丁目地区で、先年の実績に基づき指導機関の指導を受けて実施、その対象面積は五〇ヘクタール、戸数一七戸であった。

#### 水稻試験地

江部乙町立水稻試験地 水稻栽培の今後に対処するため、昭和三十四年十月生産者を一丸とする、江部乙町立水稻試験地設置期成会の結成をみ、各生産者の貴重な拠出金に町並びに農業協同組合の負担金を加え、江部乙町通り十一丁目に、面積一町六反六畝（内栽培面積一町四畝）、事務所及び住宅三一・七五坪の施設を確保し、昭和三十五年より町費を以て運営発足するに至った。

当試験地は町内生産者の経営上また栽培技術のより所として身近なものを重点に試験し、その効果を目で見て直ちに生産者が取り入れていけることをねらいとし、農業試験場その他関係機関の指導

助言を得、地区改良普及所の援助により、次のような試験内容をもつて実施した。

昭和三十七年度試験並びに調査項目

品種（生産力検定・品種比較）。施肥技術（水稲に対する窒素分追肥の効果・自動耕耘機と施肥方法）。直播（直播の栽培様式と灌漑水との調査・直播田に対する除草剤の使用確認圃）。除草剤（移植田に対する除草剤の使用確認圃、PCP尿素の使用方法）。育苗（電健育苗器による育苗方法及び熱田・温冷床の播種様式・畑苗代に対する除草剤の効果確認）。病虫害（ガンマードル・稲紋枯・小粒褐色菌核病・イネハモグリバエ）。その他畑作展示圃、萎縮防止、苗床土壌改良剤に関する試験。

その後実施した主な試験調査内容としては、

昭和四十五年 機械移植・生産力検定・品種比較・施肥改善・総合技術改善・除草剤比較の各試験。

昭和四十六年度 豊凶考照田・水稲品種比較・水稲機械移植・N質肥料の分施と米質関係・良質米生産総合改善展示・珪カル施用・各種化成肥料比較展示。生わら施用・土壌改良剤テンポロ較用試験。

昭和四十七年度 品種別生育ステージ調査・水稲品種比較展示・水稲機械移植試験・良質米生産・水稲播種量及び育苗法・化成肥効・水稲施肥・化成施肥法・新育苗化成比較・珪カル施用・土壌改良剤テンポロ施用・水稲除草剤使用体系試験。

なお、稲作転換畑について生育展示圃・イチゴ育苗・てんさいポット苗移植試験の実施。

昭和四十九年度 水稲については、生育ステージ・刈取時期別収量

品質・奨励品種・決定現地調査。品種と育苗法・良質米生産に関する試験（ニューカラ・さちほ）展示。生ワラ使用・機械移植床土・中苗移植における除草剤・床土試験。

畑作については、トマトの胚軸切断育苗・きゅうり品種比較及びきゅうりの斑点細菌病防除・ナス品種比較及びナスに対するトライロン単花処理効果・水稲ハウス利用後のピーマン栽培の経済性・プリンスメロンの着果数と品種収量・ネットメロン整枝法・いちご防除剤・水稲育苗ハウス使用外の抑制メロン栽培適否・大豆、小豆品種試験。

昭和五十年 水稲については、生育ステージ・奨励品種決定現地調査・品種と育苗法・除草剤・農薬の試験展示。早期紙筒苗機械移植・簡易マットは種法・施肥法・苗代用土・株数と施肥法に関する試験。

そさいについては、グリーンアスパラガス、トンネル被覆効果・メロン品種比較・露地キウリ品種比較・スイートコン品種比較・秋取大根品種比較・緑肥種類効果・たまねぎ熟畑化と除草剤試験・大小豆品種比較・スイカ品種比較・カボチャトンネル栽培試験展示。

昭和五十一年 水稲については、生育ステージ・登熟（時期別刈取）、水稲奨励品種決定、ようしょうかつぺん病罹病状況・ようしょうかつぺん病の発病程度と収量調査。移植時期と苗素質・水稲簡易マト苗（中苗育苗）は種法・機械移植施肥方法試験。鶏ふんはっこうたい肥の肥効比較。イネドロオイ虫に対するサンサイド粒剤の防除効

果。

畑作については、早掘馬鈴薯栽培法・緑肥種類別効果・長ねぎもみながら軟白栽培展示圃・小豆品種比較・八月取にんじん品種比較試験。大豆奨励品種決定の各試験。

△関連記事第十七節▽

一 水稻の収量と品種一

年次	滝川の収量 キロ/10アール	奨励になった品種	品種の変遷
昭和38	四三七	しおかり	ユーカラ時代 (ささほなみ)
39	二六六	ほうりゅう	
40	三七二	うりゅう	
41	三五〇	きよかぜ	
42	四七六	かむいもち	
43	五二六	ほくせつ	
44	三七五	ひめほなみ	しおかり時代
45	四六九	なるかぜ	そらち時代
46	三二三	おんねもち	
47	五二七	イシカリ	
48	四八八	ゆうなみ	イシカリ時代
		きたこがな	

△畜産試験場・統計事務所資料による▽

#### 4 食糧増産

援 農 戦時中においては、徴兵の強化、連続の応召、軍

需産業への徴用等相次いで行われ、農業経営者又は農業従事者の不足を来たし、その上食糧の増産は絶対重要事項であり、農民に課せ

られた唯一の重大任務であったので、町内各機関の協力により、あらゆる困難を克服し農業労力の調整を計り、さらに国及び道においても強力にこれを指導した。

農業の繁忙期である移植期、除草期、収穫期、袋掛けなどに商工業者、勤労者、公務員の家族等の労力援助を計画的に行い、その労力は出征家族のある農家を優先し、余力を以て一般農家における不足労力を補った。

これらに出動した人々は多く農業労働に未熟のため苦労した。また当時の国民学校の児童は農繁休業として、援農に従事したほか、先生引率の上、各部落の出征家族宅に赴き、真剣に労働に従い尊い汗を流した。殊に苹果の袋掛け作業の時期には三年生以上が、また水稻の苗植え、除草、収穫作業等には四年生以上が全員出動したことを見ても、その当時の情勢を窺い知ることができる。

官公衙、会社、組合等はもちろん部落・町内会などにおいても、それぞれの団体内で計画的に、出征軍人家族及び一般農家に対する労力援助が行われたのである。

学生・生徒の援農は道の内外より極めて多数の強力な援助がなされ、いずれも学業を中止して、炎暑の時や秋冷を覚える時季に不慣れた農業に従事したことは、戦争に勝つためとはいえ、その熱意と流汗の労苦はまことに尊いものがあり、農民は永くその感激を忘れることはできないであろう。

供出米と強権発動 敗戦後の不安と混乱は、農民の食糧供出意欲を減退せしめ、昭和二十一年度産米の供出は、出荷割当数量に対し

供出数量は、約五十パーセント程度となり（昭和二十二年二月末）、遂に官憲は昭和二十二年四月、食糧緊急措置法・食糧調整法に基づき強権を発動し、札幌検事局より丸茂検事は多数の警官を引率来町し、出荷成績不良農家に対し捜査を行った結果、二十数名が犠牲となつて、一時鉄窓に送られたが、いずれも執行猶予となり釈放された。

しかし、これが強権発動による捜査実施中、西十六丁目の某農家は相当の供出を遂行していたが、さらに出荷を強要された結果、自家食糧の保有を極度に削減されたため、精神的大打撃を受け、原因は不明であるが、自家に放火、炎々たるほのおの中に銃砲自殺をとりげるといふ事件があつた。

当時の官憲はこれを単なる神経衰弱によるものとして処理したが真相は果たしてどうであつたらうか、いまなお疑問のままとなつてゐる。これらのことは、いかに敗戦の生んだ悲劇とは言え、永く忘れることのできない痛恨事であつた。

△江部乙町史より▽

**稲作多収穫栽培実験園** 昭和四十二年、稲作総合改善調査区域において、全購連が道及び農業試験区間並びに地元の協力を得て、直ちに応用可能な生産技術の内容とする実験園（圃場面積一五アール）を設置し、反収目標を五五〇キロにおく必要な実験を行ったが、市もこれに協力した。なお、この実験は全道で当市のみで実施された。

## 5 産米改良

昭和三十七年度から四十四年度にわたり、産米改良推進協議会が

設けられ、滝川産米の改良と声価の向上を図り、農業経済の発展に寄与するため、産米改良事業を委託し、優良品種の普及、品質及び包装の改善、産米の集荷調整・乾燥施設の研究等を実施した。

また、昭和四十五（五十一）年には、滝川・江部乙産米改良協会に協力、優良品種の作付奨励、出荷事前検査の励行、入目重量の実施、コンバイン及び大型乾燥調整施設の利用に伴う乾燥調査の適正化並びに出荷の円滑化について推進、四十七（四十九）年においては、ライスグレーダーの補助導入をはかつて製品の調整について推進を期した。

## 6 米の生産調整

◇大正から昭和初期の米対策

我が国の産業で古くから国の基といわれてきた農業も、第一次世界大戦前までは、外国との交易の中で占める位置は、極めて低いものであつたといえる。

生産物の米は、当時我が国土であつた朝鮮・台湾から補給され、米の輸出は皆無に等しく、主食として国内需要の域を出ていない。第一次世界大戦直後、世界的食糧不足による一般物価の高騰により、大正七、八年には米価の高騰はなほだしく各所で米騒動が起きた。

しかしこれは、生産者側である農民にとっては、米だけでなく雑穀のすべてが騰貴し、特に豆類は欧州方面輸食糧として大暴騰し

畑作農家の成金時代をまねいたが、大消費を伴った大戦の終結後は、世界経済の大恐慌となり、我が国経済もその影響で、諸物価の暴落による経済不況で、農産物は大惨落となり、これは直ちに米産農家に影響を与え、生活維持のため米の投げ売りをする状況となり米騒動は姿を消し、これに替って、帝国農会の米の投げ売り防止運動が展開され、米穀問題は内政問題として、容易ならざる様相を呈するに至ったのである。

政府は事態を慮って米の需給調節のため、大正十四年米穀法と米穀需給調節特別会計法を公布し、米穀法の施行その他主要食糧の需給調節及び耕地に関する事務を処理することにした。

昭和五年には米の大豊作と再び見舞った世界経済の大恐慌の影響を受けて米価の大暴落となり、政府が米の最低・最高価格を明示しその範囲を超えた時、米穀法を発動することに改正、さらに昭和七年九月米の最低価格を生産費によって決定する「率勢米価方法」をもって、米の生産者や消費者の不安を除く政策転換を試みている。この時代の米に対する政策は、国内的範囲で主食糧の需給と米の生産者や消費者の生計不安を除くためにとられたものであると言えよう。

#### ◇満洲事変以後の米対策

昭和七年の米価下落の主因は、世界的経済恐慌ということのほか、自然的条件による大豊作にも起因するところが大きく、学者や農政執行者間では、米作減反案が真剣に議論されたのである。すなわち過剰生産の抑制策である。

こうした情勢下で我が国は人口増加の将来処理を、南米諸国のみでは不充分として満洲・東南アジア方面に拡大しようとし、必然的体制とし軍備の増強・軍需物資の備蓄に進み、耕地整理・開墾助成・朝鮮米増産計画などが推進され、一部学者や農政執行者の考えとは逆の方向へと国策は転換されていった。

また、米穀調整に関しても、より強力なる統制を必要とし、昭和八年米穀統制法の公布となった。

しかし、この時代の米生産調整の方向は、増産・備蓄という目標であり、前述の激増する人口増の処理計画を進めるエネルギーであったと思われる。

#### ◇戦後の食糧事情と米対策

戦後の食糧事情については先に記した所であるが、太平洋戦争のむくいとして国民に与えられた第一の苦難は、諸物資の不足・欠乏である。

米穀自治管理の諸制度は、生産農民の飯米はおろか、いも、豆、麦に至るまで強制的に供出させる強権的食糧管理の定めとして農民の上に覆いかぶさり、あらゆる食糧を強制的にとりあげることになり、大戦で疲れきった国民の糧として配給され、また食糧増産の緊急措置として海外からの引揚者や都市からの疎開者、二、三男対策とし、戦後開拓事業を進め食糧の確保に全力を注いだのである。

#### ◇復興と世界米産地の混乱

疲弊困ばいた我が国が、復興のきざしを見たのは、昭和二十五年に朝鮮戦争が始まり、これを機に飛躍的な経済成長を始めた。

昭和二十七年サンフランシスコ講和条約により独立を回復し、政府も農民の支持を得る手段として、米以外の食糧統制を廃止し、雑穀の価格支持政策が実施され、過去の「不足」から「過剰」に対する保護政策に転換した。その背景には日本経済の復興につれて、農業資材の潤沢供給、農業生産水準の向上、世界的農業生産の回復、日本の輸出力の回復による食糧輸入が比較的容易になり需給が著しく緩和され、米の供出割当も大幅にゆるみ、事実上自由販売が大目に見られるようになったが、米のみは直接統制が維持されたのである。

その理由は米は世界的にみて生産の回復が遅れ、朝鮮・台湾・仏印・蘭印等が戦争による混乱のため輸出力が低下したという理由もあり、政府も自給体制を継続したい配慮もあり、食糧増産対策はすえ置きされていたのである。

**過剰米対策** 我が国の経済高度成長は、逐年伸展の度を高め、米の生産水準は向上、国民の食糧消費の傾向も急激な変化を始め、米の消費量は停滞し畜産物や果物などが、著しく消費の急増を示してきた。

米の消費停滞と生産増加は、米の過剰となることは当然で、政府の持ち越し量も昭和三十一年米穀年度に、二〇〇万トン程度が、昭和三十五年度には三〇〇万トン、昭和三十八年度には三六二万トンになった。

このような状況は、一時米の統制撤廃が課題となり、農民側からの猛反対により、昭和三十年産米から予約供出制となり米価は比

較的安定を続けた。しかし、食管会計は漸次赤字を累増して行き、昭和三十六年には農業基本法の実現となり、農工間の所得格差の是正を農政の中心にすえ、諸施策を進めるに至った。いわゆる農業構造改善事業である。

しかし、この事業も具体的には、いくつかの地区で実施に移された程度で、全国的な農工所得格差是正には進まなかったから、格差是正と言う要求を満たすためには、米価のつりあげ以外に方法がなかったのである。

昭和三十八年から昭和四十年にかけては、米の生産が若干減り始め、米不足ムードが醸し出されて、一層米価引上げの引き金となった。

この米不足は昭和四十一年以降解消にむかい、特に昭和四十二年の一、四〇〇万トンを超える大豊作は一挙に米の過剰を顕在にした。

この中でも生産者米価は熾烈な農民の要求におされて、急テンポに引きあげられ、一般物価に比しても、はるかに高率であり、消費者米価もつれておし上げられるに至ったため昭和四十一年からは、いわゆる逆転となってしまい、食管会計制度の根底をゆさぶる結果となった。

これらの先を見通した農政、すなわち農業構造改善構想も、一時は農基法の目標であった農家の余剰労働力を他の産業に振りむけ、農家が農業以外の産業から所得をあげさせ、農工間格差の是正をする重化学業労働者との兼業策も、高度成長第二期時代はそうすることができたが、そのため農家は労働力の代替えに機械農業にたよらざる

を得なくなつた。

「米作プラス兼農経営」への移行は労働力の減少を生じ、農業機械化を指向し、第二次農業改善事業の土地基盤整備事業とあいまって生産力向上、農業収益増加のコースではなく、米産農家を「機械化貧乏」へと導いた感すらある。

時期を等しくして、アメリカは世界通貨制度の改革すなわちドルの金兌換停止、各国為替レート的大幅変更を要請した。このドルショックで最も手痛い打撃を受けたのは我が国であろう。

さらに昭和四十八年のオイルショックは、我が国のあらゆる産業界に強烈なパンチを与え、農業余剰労働者の就職先は、経営不振、企業再検討が相つぎ、農民は生産調整中の米作農業に帰らざるを得なくなつてきたのである。

過剰米の現状は解決されず、より大きく生産調整が迫っている状況が続き、所得補填のため支給される減反補償金が格差是正より過剰米対策の方法とされていることは否めない。

さらに、今日水田総合利用対策を打ち出し、過剰米の減少と絶対量不足の食糧（米・果樹以外の食糧）・畜産物・畑作物の生産を恒久的な生産体制に置かんとしている現況である。

△「米の生産調整」大島清より▽

**米の生産調整対策** 米の生産調整について、市に対しその目標が示されたので、米生産調整協議会において、農家の理解を求めて対策を講じた。

年度	目標数量	実施数量	目標達成率	実施戸数
46	三、九七八トン	四、八七四トン	一二二・五%	七一九戸
47	三、九三〇	五、四九四	一三九・八	七六四
48	三、九三〇	七、〇一一	一八七・四	八四一
49	四、〇四三	三、六三一	八九・八	五〇四
50	二、〇九八	二、七五一	一三一・〇	四五五

#### 水田総合利用対策

昭和五十二年度の市に対する転作目標面積が示され、水田総合利用対策協議会においては、米の余剰数量等を配慮し、協力方を各農家に推進した結果、目標面積を上まわる見込みである。

目標面積五四二ヘクタール 実施予定面積五七五・五ヘクタール

目標予定達成率 一〇六・二パーセント 実施予定戸数 四六六戸

#### 稲作転換事業

最近における恒常的な米の生産過剰状態を解消し、需要に対応しかつ、地域の特性に応じた農業生産を確立するため、昭和四十五年度における米の生産調整対策に引続き、左記により米の生産調整及び稲から他作物への作付転換の計画的な推進を図るものとする。

記

一 米の生産調整および稲から他作物への作付転換のための対策は、昭和四十六年度から昭和五十年までの五年間実施するものとする。

二 米の生産調整目標数量は、需給の均衡を図ることを旨として毎年度定めるものとする。

三 国は、一の期間内において、毎年度定める奨励補助金を交付して米の生産調整を実施するものとする。ただし、休耕に係る奨励補助金の交付期間は、昭和四十六年度以降三年間とするものとする。

四 稲から他作物への作付転換を総合的かつ計画的に推進するため、国は土地基盤の整備、農業近代化施設の導入、価格安定対策等の助成措置を講ずるも

のとする。

- 五 米の生産調整の実効を確保するため、昭和四十六年度産米の政府買入れについては、事前売渡申込みの限度数量を定め、これを生産者に通知する。政府買入数量は、事前売渡申込みの限度（七六〇万t）から自主流通米（一八〇万t）を除いた数量（五八〇万t）とする。
- 六 水田の転用を促進する措置を講ずるものとする。

△農林省 昭和四十六年二月▽

・昭和四十五年度米生産調整実施要綱

- 一 都道府県は、市町村別目標を決め、市町村は農家別配分を決める。
- 二 奨励金は水田一枚を単位に、キロ当り八一円とする。
- 三 奨励金は休耕地・養魚池・畜舎建設への転換にも支給。

なお米生産調整のため水田一一万八、〇〇〇ヘクタールの転用計画を政府は決定、昭和四十九年からは、単純休耕に対しては、奨励金が廃止され、いよいよ転作事業は米作り農家に重くのしかかって来た訳である。

第四節 畑作

1 屯田兵時代

滝川の農業は、明治二十三年春からの開墾によって始まったが、屯田兵のほとんが、士族であるため農耕作業に不馴れで、樹木を切り拓き、広漠たる原野の開墾には、非常に困難を重ねた。屯田兵の幹部は兵事教育を行うと同時に、開拓の奨励をし、しだいに農地

を増していった。

当初、屯田兵の目的は兵農双方に従事、住宅と米・味噌・生活物資の給与のあった三年後は、独立自営の農業経営による自給自足を考えねばならない。

農作物も食糧用として、麦類・豆類・玉蜀黍・粟など、工業用としては養蚕が奨励され、また大麻の耕作による粗製の麻布造りもあつた。

江部乙では、時に畑作の副業として養蚕がとり入れられ、生産経済の均衡を図っていくため、苹果の栽培奨励・苗木の栽植をした。りんごは、腐爛病に悩まされ、滝川兵村でも栽培されていたが、潰滅の悲運に遭遇、江部乙ではその難境を脱した。

このようにして始まった農業も、社会状況の推移によって、その後、農業経営形態も畑作から、現在の水稻・果樹・玉ねぎ・畜産に発展したのである。

滝川村農産物収穫高

△滝川町史▽

種類	年別				
	明治24	明治25	明治26	明治27	明治28
大麦	四五一石	一、〇六九石	六八八石	一九四石	一九四石
小麦	四八九	一、一九一	二八八	五〇〇	五四二
裸麦	四一	一〇	一八九	二七〇	六七九
大豆	二二〇	四三五	七六三	五一六	一、〇八六
小豆	二八六	六七七	六五三	〇六六	五、四八二
玉蜀黍	一四五	二六四	四〇一	三二〇	七六四
粟	二四二	一、〇四七	二八七一	四二〇	二、二七一
蕎麥	三〇八	一〇五	五	六〇	一、五二四
					三、〇八二
					一、九八一